

守谷市国民保護計画（案）

令和3年 月

守谷市国民保護計画改訂（改定・修正）履歴

守谷市国民保護計画

番号	改定・修正区分	改定・修正完了年月日	改定・修正概要
1	策定	平成 19 年 10 月	制定
2	全面改定	令和 3 年 月 日	全面改定
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			

目 次

第1編 総則

第1章 計画の基本

第1節 目的	1-1
第2節 計画の位置付け	1-1
第3節 計画に定める事項	1-1
第4節 市地域防災計画等との関係	1-1
第5節 計画の見直し・変更手続き	1-1
第6節 用語の定義	1-2

第2章 基本方針

第1節 基本的人権の尊重	1-3
第2節 市民の権利利益の迅速な救済	1-3
第3節 市民に対する情報提供	1-3
第4節 関係機関相互の連携協力の確保	1-3
第5節 市民の協力	1-3
第6節 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他特別な配慮	1-3
第7節 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	1-4
第8節 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	1-4
第9節 外国人への国民保護措置の適用	1-4

第3章 市の地理的、社会的特徴

第1節 地理的特徴	1-4
第2節 社会的特徴	1-4
第3節 人口動態	1-5

第4章 市国民保護計画が対象とする事態

第1節 武力攻撃事態	1-5
第2節 緊急処理事態	1-6

第5章 関係機関の処理する事務又は業務の大綱

第1節 市が処理する事務、業務	1-8
第2節 常総地方広域市町村圏事務組合が処理する事務、業務	1-9
第3節 常総衛生組合が処理する事務、業務	1-9
第4節 茨城県が処理する事務、業務	1-9
第5節 指定地方行政機関が処理する事務、業務	1-10
第6節 自衛隊が処理する事務、業務	1-12
第7節 指定公共機関が処理する事務、業務	1-12
第8節 指定地方公共機関が処理する事務、業務	1-13
第9節 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が処理する事務、業務	1-14

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1節 市における組織・体制の整備	2-1
第2節 関係機関との連携体制	2-5
第3節 通信の確保	2-6
第4節 情報の収集・提供等の体制の整備	2-7
第5節 研修及び訓練	2-10

目次

第2章 避難・救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	
第1節 避難に関する基本的事項	2-11
第2節 避難実施要領のパターンの作成	2-12
第3節 救援に関する基本的事項	2-12
第4節 医療関係団体等との調整	2-12
第5節 電気通信事業者との調整	2-12
第6節 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	2-13
第7節 避難施設の指定への協力	2-13
第3章 生活関連等施設の把握等	
第1節 生活関連等施設の把握等	2-13
第2節 市が管理する公共施設等における警戒	2-14
第4章 物資及び資材の備蓄、整備	
第1節 市における備蓄	2-14
第2節 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	2-14
第5章 国民保護に関する啓発	
第1節 国民保護措置に関する啓発	2-15
第2節 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	2-15
第3編 武力攻撃事態等への対処	
第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	
第1節 初動体制の整備及び初動措置	3-1
第2節 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	3-3
第3節 市対策本部への移行へ要する調整	3-3
第2章 市対策本部の設置等	
第1節 市対策本部の設置	3-3
第2節 通信の確保	3-10
第3章 関係機関相互の連携	
第1節 国・県の対策本部との連携	3-11
第2節 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	3-11
第3節 自衛隊の部隊等の派遣要請等	3-12
第4節 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	3-12
第5節 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	3-12
第6節 市の行う応援等	3-13
第7節 ボランティア団体等に対する支援等	3-13
第8節 市民への協力要請	3-13
第4章 警報及び避難の指示等	
第1節 警報の伝達等	3-14
第2節 避難者の誘導等	3-15
第5章 救援	
第1節 救援の実施	3-22
第2節 関係機関との連携	3-22
第3節 救援の内容	3-23
第4節 救援の際の諸要請等	3-25
第6章 安否情報の収集及び提供	
第1節 安否情報の収集	3-26
第2節 県に対する報告	3-26
第3節 安否情報の照会に対する回答	3-27

目次

第4節 日本赤十字社に対する協力	3-27
第7章 武力攻撃災害への対処	
第1節 武力攻撃災害への対処	3-28
第2節 応急措置等	3-28
第3節 生活関連等施設における災害への対処等	3-32
第4節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等	3-33
第8章 被災情報の収集及び報告	
第1節 被災情報の収集	3-36
第2節 被災情報の報告	3-36
第9章 保健衛生の確保その他の措置	
第1節 保健衛生の確保	3-37
第2節 廃棄物の処理	3-37
第10章 国民生活の安定に関する措置	
第1節 生活関連物資等の価格安定	3-38
第2節 避難者等の生活安定等	3-38
第3節 生活基盤等の確保	3-38
第11章 特殊標章等の交付及び管理	
第1節 特殊標章等	3-39
第2節 特殊標章等の交付及び管理	3-39
第3節 特殊標章等に係る普及啓発	3-39
第4編 復旧等	
第1章 応急の復旧	
第1節 基本的考え方	4-1
第2節 公共的施設の応急の復旧	4-1
第2章 武力攻撃災害の復旧	
第1節 国における所要の法制の整備等	4-1
第2節 市が管理する施設及び設備の復旧	4-2
第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	
第1節 国民保護措置に要した費用の支弁, 国への負担金の請求	4-2
第2節 損失補償及び損害補償	4-2
第3節 総合調整及び指示に係る損失の補てん	4-2
第5編 緊急対処事態への対処	
第1章 緊急対処事態	5-1
第2章 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	5-1
○様式集	
・様式-1「安否情報報告書」	様-1
・様式-2「被災情報の報告様式」	様-2
・様式-3「安否情報照会書」	様-3
・様式-4「安否情報回答書」	様-4
○資料集	
・資料-1「特殊標章及び意義」	資-1
・資料-2「身分証明書（国民保護措置に係る職務等を行う者用）」	資-2

第 1 編

第1編 総 則

第1章 計画の基本

市は、市民の生命・身体及び財産を武力攻撃災害等から保護する責務に鑑み、国民保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、市の国民保護に関する計画の目的等について定める。

第1節 目 的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号 以下「国民保護法」という。）、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号 以下「事態対処法」という。）の規定に基づき、武力攻撃事態等において、市民の協力を得つつ、他の関係機関等との連携協力を含み総合的に定め、武力攻撃事態等から市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小にするとともに、市の安寧を確保し、秩序を維持することを目的とする。

第2節 計画の位置付け

この計画は、国民保護法及び事態対処法に基づき、市の国民保護措置の実施体制、市が実施する避難、救援などに関して総合的な指針及び対策計画を定めたものであり、国の「国民の保護に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）及び「茨城県国民保護計画」に準拠して、平素からの備え、武力攻撃事態等への対処、復旧等、緊急対処事態への対処の実施を目的とする計画として位置付ける。

第3節 計画に定める事項

本計画においては、以下の事項について定める。

- 1 当該地域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- 2 市が実施する国民の保護のための措置に関する事項
- 3 国民の保護のための措置を実施するための訓練、物資及び資材の備蓄に関する事項
- 4 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- 5 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- 6 国民の保護のための措置に関し市長が必要と認める事項

第4節 市地域防災計画との関係

本計画は、武力攻撃事態等において、市民の避難、避難市民等の救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置について定めているが、この計画に明記されていない事項については、「守谷市地域防災計画」の例によるものとする。

第5節 計画の見直し・変更手続き

1 見直し

本計画においては、今後、国における国民保護に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の変更、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

本計画の見直しに当たっては、守谷市国民保護協議会（以下「市国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

2 変更手続き

本計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、法令に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。ただし、国民保護法施行令で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要さない。

第6節 用語の定義

用 語	定 義
国民保護措置	対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間において、国、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために実施するものであり、避難、救援、武力攻撃災害への対処等
指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会等の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信等の公益的事業を営む法人で、政令で定める機関
指定地方公共機関	県の区域においてガス、輸送、医療等の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、知事が指定する機関
国民保護業務計画	指定公共機関及び指定地方公共機関が、武力攻撃事態等における国民保護措置の実施体制、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項を定めた計画
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態
緊急処理事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要な事態
放射性物質	核燃料物質、放射性同位元素など
テロ攻撃	その攻撃を実施する主体が国家ではなく、特定や捕捉が困難である者が、自らの政治目的を達成するために暴力を用いて恐怖心を与える攻撃
生物剤	ヒト及び動物を殺傷したり植物を枯らすことなどを目的とした細菌やウイルス等の微生物及び細菌、真菌、動植物が作り出す毒素で、天然痘、炭疽、ペスト、ボツリヌス毒素など
化学剤	化学兵器として使用できる有毒な化学物質で、サリン、マスタード類、ヒ素など
爆発物	以下のいずれかに当てはまる物質 ・ガスや熱を急激な勢いで放出するといった爆発物として機能するように作られた物質又は個体（装置を含む。） ・爆発物として機能するように作られていなくても、内部の化学反応によって爆発物と同じように機能することができる物質や個体（装置を含む。）で他のカテゴリーに分類されないもの
指定行政機関	国の中央行政機関のうち、武力攻撃事態等における我が国の平和と独

	立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号）第1条に定める機関
指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関
市民	守谷市に居住又は通勤、通学する人、商用、外国人、観光等で一時的に市内に滞在した人全てを示す。また、何らかの事態が発生し他市町村から避難してきた人々も含むものとする。
消防	常総広域市町村圏事務組合消防本部及び守谷消防署の署員並びに守谷市消防団の団員を示す。
警察	茨城県警察本部及び取手警察署の署員を示す。

第2章 基本方針

市は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令に基づき、基本指針及び県国民保護計画に準拠し、市民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

第1節 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たって、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重する。国民保護措置の実施に当たり、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続きの下に行う。

第2節 市民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申し立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続きを、できる限り迅速に処理するように努める。

第3節 市民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、市民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時かつ適切な方法で提供する。

第4節 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

第5節 市民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めたときは、市民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、市民は、その自発的な意思により、以下に挙げる必要な協力をするように努めるものとする。

第6節 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

また、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性に鑑み、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に留意することとする。

第7節 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

第8節 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第9節 外国人への国民保護措置の適用

日本国憲法第3章に規定されている基本的人権の保障は、その権利の性質上、外国人に適用可能なものは適用されるべきであると解釈されている。すなわち、国民保護法においても、原則として外国人にも日本人と同様に保障の対象となり、武力攻撃災害から保護すべきことに配慮する。

第3章 市の地理的、社会的特徴

第1節 地理的特徴

第1 位置、地勢及び地質

1 位置

市は、茨城県の南西端（東経139度58分32秒，北緯35度57分05秒）に位置し、東京都心から40km圏内にあり、東は取手市，西は常総市，北はつくばみらい市に接し，南は利根川を挟んで千葉県野田市，柏市に相對した，東西7.5km，南北7.2km，面積35.71km²の市である。

2 地勢

市は，利根川を挟み茨城県南部から千葉県北部にわたる大きな洪積台地である「常総台地」から枝状に伸びる猿島台地の東先端部に位置し，江戸時代に行われた利根川東遷工事及び鬼怒川開削工事により，3方向を利根川，鬼怒川，小貝川に囲まれた島状の地勢となっており，平均海拔はおおむね20mである。台地面は樹枝状の谷の分布が著しく，複雑な地形面を形成している。また，市内全域で宅地開発が進められている。

3 地質

台地は洪積世の堆積物により構成されるが，台地表面は関東ローム層で覆われている。利根川，鬼怒川等の河川沿いや樹枝状に発達する谷沿いの低地には，河川によりもたらされる土砂や浸食二次堆積土が分布している。

第2節 社会的特徴

第1 概要

市の社会環境は，昭和30年3月市の前身となる守谷町が誕生。昭和41年，首都圏近郊整備地帯の指定を受け，住宅公団や民間による大型宅地開発が計画された。昭和50年代には，常磐自動車道が開通，都心直結の道路網や都市基盤整備が進み，昭和60年代に工業団地を含めた新たな区画整理事業が着手され，都市化が急速に進み，人口増加に伴い，平成14年2月に市制施行された。

また、平成17年につくばエクスプレスが開通し、東京都心40km圏内という立地条件もあり、居住環境の変化、地域経済の変化など、守谷の発展に拍車をかけている。

第2 人口動態

市では、昭和後期の南北両団地及びみずき野団地の入居開始、さらには平成17年のつくばエクスプレスの開通に伴う分譲マンションの集中的な供給増加もあり、これまで人口増加基調が続いており、おおよそ40年間に4倍以上に増加し、そして少しではあるが増加傾向が続き、その後、減少傾向に転じることが予想されている。また、将来的には、市においても深刻な少子高齢化社会に突入することになる。

第4章 市国民保護計画が対象とする事態

第1節 武力攻撃事態

類 型		特 徴	留 意 点
着上陸侵攻		・被害地域等が広範囲かつ長期間 ・侵攻の兆候が有るため予測時期に住民の避難行動可能 ・沿岸部が当初の目標	・事前準備可能 ・戦闘予想地域からの先行避難 ・広域避難が必要
ゲリラや特殊部隊等による攻撃		・少人数で行われる ・事前に予測困難、突発的な被害の可能性あり ・攻撃目標は都市部重要施設、原子力事業所等 ・ダーティーボム(※)使用可能性あり	・関係機関と連携し、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後関係機関が安全措置を行いつつ避難を実施
弾道ミサイル攻撃		・攻撃目標の特定は極めて困難 ・極めて短時間で着弾 ・弾頭の種類は、着弾前特定困難	・迅速な情報伝達と適切な対応で被害極限化が重要 ・堅牢な屋内・地下への避難及び消火活動が中心となる。
航空攻撃		・兆候察知が比較的容易だが対応時間は少ない ・攻撃目標特定困難 ・攻撃は繰り返し行われる。	・攻撃目標地を限定せず、屋内への避難等の避難措置広範囲に指示する。 ・生活関連施設の安全確保、災害の発生拡大防止措置の実施
N B	核兵器等	・当初、核爆発による熱線、爆風及び初期各放射線による被害 ・その後放射性降下物及び中性子誘導放射能によって残留放射線による被害	・被害は広くなる。 ・避難には、風下を避け外部・内部被ばくを抑制し安定ヨウ素剤の服用 ・汚染地域の立入り制限 ・避難誘導、医療要員等の被ばく管理の適切な対応

C 攻 撃	生物兵器	・発症までに潜伏期間あり ・判明した時は被害拡大 ・感染経路によって様々	・国、県等と連携し、病原に応じた医療活動、蔓延防止を実施
	化学兵器	・地形・気象の影響を受けて、風下方向に拡散する ・サリン等の神経剤は、空気より重く下を這うように広がる。	・国、関係機関等と連携して対処 ・住民を川上の高台に誘導 ・汚染者については可能な限り除染する。 ・汚染地域の除染

※ダーティーボムとは、爆薬と放射性物質が組み合わされたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発と放射能による被害の両方をもたらす。テロで使用される可能性がある。

第2節 緊急処理事態

分 類		事 態 例	被 害 概 要
攻 撃 対 象 施 設 等 に よ る 分 類	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる場合	原子力事業所等の破壊	・大量の放射性物質等が放出され、周辺市民が被ばく ・汚染された飲料物を摂取した市民が被ばくする。
		石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	・爆発及び火災の発生により市民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が発生
		危険物積載船が攻撃を受けた場合	・危険物の拡散による沿岸市民への被害が発生するとともに、港湾及び航路が塞がれて、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が発生
		ダム破壊	・下流に及ぼす被害は多大
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破	・爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害が多大
攻 撃 手 段 に よ る 分 類	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる場合	ダーティーボム等の爆発による放射能の拡散	
		炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	・ダーティーボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱や炎による被害等 ・ダーティーボムの放射線によって正常な細胞機能が影響を受けると、後に癌発症の可能性有 ・小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様 ・生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様

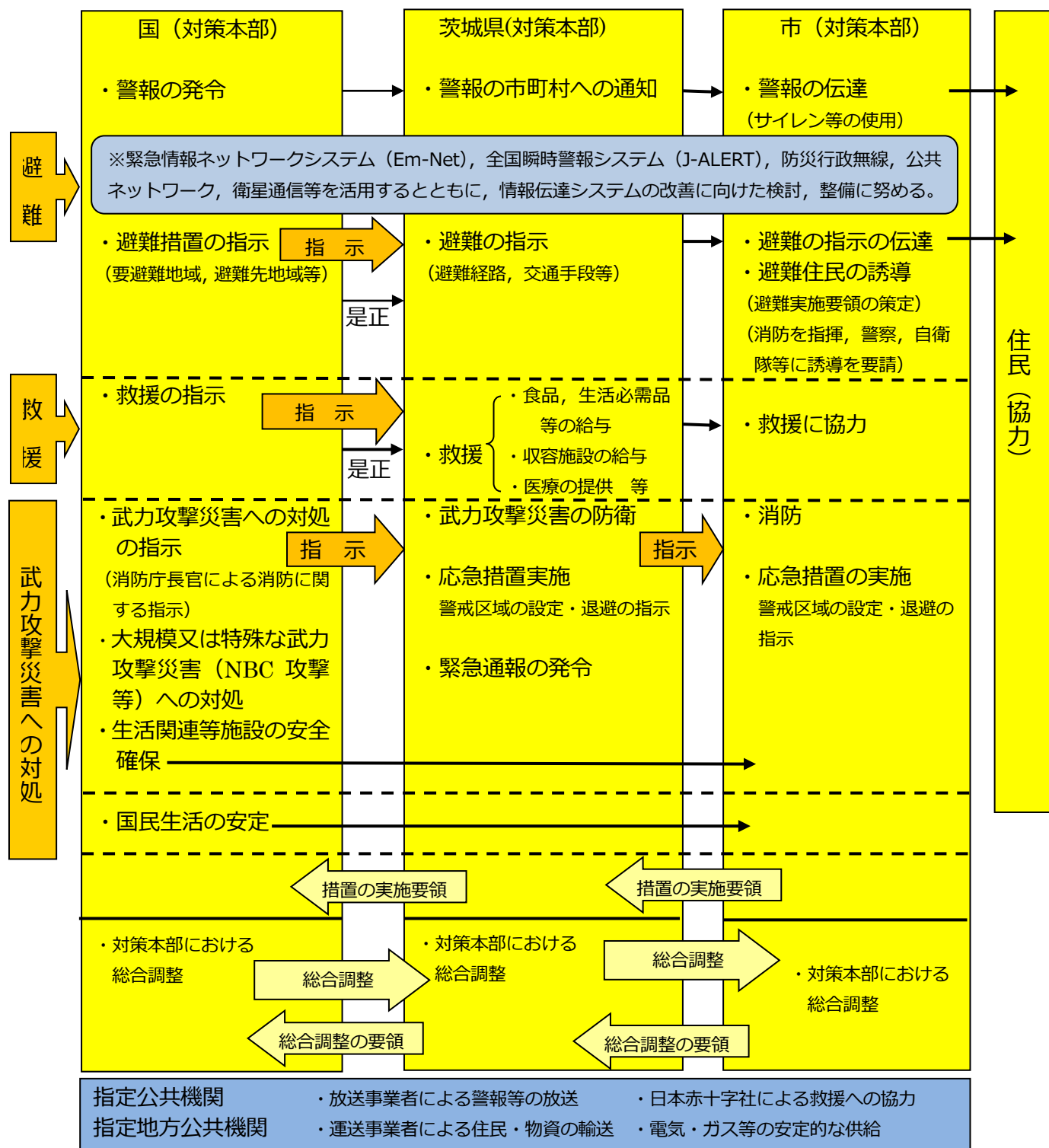
第1編 総 則

			・毒素の特徴については，化学兵器の特徴と同様
		市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	・化学剤の特徴については，化学兵器の特徴と同様
		水源地に対する毒素等の混入	
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	航空攻撃等による多数の死傷者を伴う自爆テロ	・主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり，施設の規模によって被害の大きさは変化 ・攻撃目標の施設が破壊された場合，周辺への被害の可能性有
		弾道ミサイル等の飛来	・爆発，火災等の発生により市民に被害が発生 ・建物，ライフライン等が被災し，社会経済活動に支障が発生

第5章 関係機関の処理する事務又は業務の大綱

市，県，指定地方行政機関，自衛隊，指定公共機関，指定地方公共機関，公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者はおおむね次の事務又は業務を処理する。

また，以下に，国民保護措置のイメージを示す。



国，地方公共団体，指定公共機関等が相互に連携

第1編 総 則

第1節 市が処理する事務，業務

- 1 守谷市国民保護計画の作成
- 2 守谷市国民保護協議会の設置，運営
- 3 守谷市国民保護対策本部等の設置，運営
- 4 組織の整備，運営
- 5 警報の伝達，避難実施要領の策定，避難市民の誘導，関係機関の調整その他の市民の避難に関する措置の実施
- 6 救援の実施又は支援，安否情報の収集及び提供その他の避難者等の救援に関する措置の実施
- 7 退避の指示，警戒区域の設定，消防，廃棄物の処理，被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
- 8 市の管理する道路，河川及びそれらに関連する施設の安全確保並びに復旧
- 9 水の安定的な供給その他市民生活の安定に関する措置の実施
- 10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

第2節 常総地方広域市町村圏事務組合が処理する事務，業務

- 1 消防本部
 - (1) 消防力の整備と訓練等の災害予防の対策に関すること。
 - (2) 災害及び二次災害の予防警戒及び防除に関すること。
 - (3) 人命の救出，救助及び応急救護に関すること。
 - (4) 消防，水防その他の応急措置に関すること。
 - (5) 救助，救急及び国民保護措置に係る情報の共有・伝達に関すること。
 - (6) 危険物の安全性確保のための指導に関すること。

第3節 常総衛生組合が処理する事務，業務

- 1 し尿処理施設の整備，保全に関すること。
- 2 武力攻撃災害時におけるし尿処理等の確保に関すること。
- 3 し尿処理等施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

第4節 茨城県が処理する事務，業務

- 1 茨城県
 - (1) 県国民保護計画の作成
 - (2) 県国民保護協議会の設置，運営
 - (3) 県国民保護対策本部等の設置，運営
 - (4) 組織の整備，訓練
 - (5) 警報の通知
 - (6) 市民に対する避難の指示，避難者の誘導に関する措置，都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置，その他の住民の避難に関する措置の実施
 - (7) 救援の実施，安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施
 - (8) 武力攻撃災害の防除及び軽減，緊急通報の発令，退避の指示，警戒区域の設定，保健衛生の確保，被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施
 - (9) 県の管理する道路，河川及びそれらに関連する施設の安全確保並びに復旧
 - (10) 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の国民生活安定に関する措置の

実施

- (1 1) 交通規制の実施
- (1 2) 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

2 茨城県県南県民センター

- (1) 国民保護措置に関する情報の収集伝達・共有の実施
- (2) 市町村が実施する被災者の救助の応援及び調整の実施

3 茨城県取手警察署

- (1) 国民保護措置に関する情報の共有及び収集伝達の実施
- (2) 避難の指示，誘導の実施
- (3) 緊急輸送車両の確認
- (4) 交通規制の実施
- (5) 行方不明者の調査及び遺体の検視（検分）の実施
- (6) 犯罪の予防，その他社会秩序の維持
- (7) 武力攻撃災害時の警備活動のための通信確保

4 茨城県竜ヶ崎保健所

- (1) 医療救援及び助産活動の実施
- (2) 防疫，保健衛生の実施
- (3) 毒物，劇物に関する業務等

5 茨城県竜ヶ崎工事事務所

- (1) 河川の保全の実施
- (2) 県道及び県道橋梁の保全の実施
- (3) 河川及び県道，国道 294 号における障害物の除去の実施

第5節 指定地方行政機関が処理する事務，業務

1 関東管区警察局

- (1) 管内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整
- (2) 他管区警察局との連携
- (3) 管内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡
- (4) 警察通信の確保及び統制

2 東京防衛施設局（水戸防衛施設事務所）

所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整

3 関東総合通信局

- (1) 電気通信事業者・放送事業者との連絡調整
- (2) 電波の監督管理，監視並びに無線施設の設置及び使用の規律維持
- (3) 非常事態における重要通信の確保
- (4) 非常通信協議会の育成及び指導

4 関東財務局

- (1) 地方公共団体に対する災害融資
- (2) 金融機関に対する緊急措置の指示

- (3) 普通財産の無償貸付
- (4) 被害施設の復旧事業費の査定の立会

5 横浜税関

輸入物資の通関手続き

6 関東信越厚生局

救援等に係る情報の収集及び提供

7 茨城労働局

被災者の雇用対策

8 関東農政局（茨城県拠点）

- (1) 武力攻撃災害対策用食糧及び備蓄物資の確保
- (2) 農業関連施設の応急復旧

9 関東森林管理局（茨城森林管理署）

武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給

10 関東経済産業局

- (1) 生活必需品、復旧資材など救援物資の円滑な供給の確保
- (2) 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保
- (3) 被災中小企業の振興

11 関東東北産業保安監督部

- (1) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなど危険物等の保全
- (2) 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策

12 関東地方整備局（利根川上流河川事務所、下館河川事務所）

- (1) 必要な教育及び訓練
- (2) 公共施設等の整備
- (3) 災害危険区域等の関係機関への通知
- (4) 武力攻撃災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等
- (5) 水防活動、土砂災害防止活動及び避難誘導等
- (6) 武力攻撃災害時における復旧資材の確保
- (7) 護力攻撃災害時における応急工事等
- (8) 武力攻撃災害復旧工事の施工
- (9) 河川、道路等社会資本の応急復旧
- (10) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

13 関東運輸局

- (1) 自動車運送業者に対する運送の協力要請
- (2) 自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送力確保
- (3) 応急海上輸送の輸送力確保

14 東京航空局

- (1) 航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置

- (2) 遭難航空機の搜索及び救助
- (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底

15 東京管区気象台（水戸気象台）

- (1) 気象，地象，水象の観測及びその成果の収集，発表
- (2) 気象，地象（地震にあつては地震動に限る），水象の予報及び警報・注意報並びに台風，大雨，竜巻，突風等に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに，これらの機関や報道機関による市民への情報等の周知
- (3) 気象庁が発表する緊急地震速報（警報）についての周知・広報
- (4) 市町村長が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関する技術的な支援・協力
- (5) 県や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等
- (6) 県や市町村，その他の防災関係機関と連携し，防災気象情報の理解促進，防災知識の普及啓発活動

第6節 自衛隊が処理する事務，業務

武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等

第7節 指定公共機関が処理する事務，業務

1 日本銀行（水戸事務所）

- (1) 通貨の円滑な供給の確保
- (2) 金融機関の間の資金決済の円滑の確保
- (3) 金融機関の業務運営の確保
- (4) 金融機関による金融上の措置の実施
- (5) 上記各業務に係る広報の実施

2 日本赤十字社（茨城県支部）

- (1) 武力攻撃災害時における救護班の編成並びに医療及び助産等の救護の実施
- (2) 武力攻撃災害時における血液製剤の確保及び供給
- (3) 救助の協力及び団体，個人による救護活動の連絡調整
- (4) 外国人の安否情報の収集，整理及び回答

3 放送事業者

警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む）の内容並びに緊急通報の内容の放送

4 東日本旅客鉄道株式会社

- (1) 避難住民の運送及び緊急物資の運送の確保
- (2) 鉄道，軌道関係被害調査及び復旧

5 トラック事業者

緊急物資の運送確保

6 東日本高速道路株式会社（関東支社）

会社の管理する高速自動車国道及び一般有料道路に係る道路の保全及び応急復旧工事

の実施

7 東日本電信電話株式会社茨城支店

- (1) 電気通信施設の整備及び点検
- (2) 災害時における緊急通話の取扱い
- (3) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧

8 郵便事業を営む者

郵便の確保

9 東京電力パワーグリッド株式会社

- (1) 武力攻撃事態等における電力供給
- (2) 被災電力施設の応急対策及び災害復旧

10 KDDI株式会社

- (1) 電気通信施設の整備及び点検
- (2) 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的扱い
- (3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧

11 株式会社NTTドコモ

- (1) 電気通信施設の整備及び点検
- (2) 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的扱い
- (3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧

12 ソフトバンク株式会社

- (1) 電気通信施設の整備及び点検
- (2) 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的扱い
- (3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧

13 楽天モバイル

- (1) 電気通信施設の整備及び点検
- (2) 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的扱い
- (3) 被災電気通信設備の応急対策及び災害復旧

第8節 指定地方公共機関が処理する事務，業務

1 茨城県土地改良事業団体連合会（守谷土地改良区，高野土地改良区，大野土地改良区，菅生沼土地改良区）

農地及び農業用施設の被害調査と災害復旧

2 一般社団法人茨城県医師会・公益社団法人取手市医師会

- (1) 武力攻撃災害時における応急医療活動及び助産活動
- (2) 市と医療機関との連絡調整

3 関東鉄道株式会社

- (1) 鉄道施設等の整備，保全
- (2) 武力攻撃災害時における救援物資及び避難者の輸送の協力

4 一般社団法人茨城県トラック協会

武力攻撃事態等における避難者、救助物資その他の輸送の協力

5 東部ガス株式会社

- (1) ガス施設の保全
- (2) 武力攻撃災害時におけるガスの供給
- (3) 被災ガス供給施設の応急対策及び災害復旧

6 東日本ガス株式会社

- (1) ガス施設の保全
- (2) 武力攻撃災害時におけるガスの供給
- (3) 被災ガス供給施設の応急対策及び災害復旧

7 一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会

- (1) 高圧ガス事業者の緊急出動態勢の確立
- (2) 高圧ガス施設の自主点検，調査，巡視
- (3) 高圧ガスの供給
- (4) 行政機関，公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力

8 株式会社茨城新聞社

- (1) 市民に対する国民保護知識の普及と警報等の周知
- (2) 市民に対する武力攻撃事態応急対策等の周知
- (3) 行政機関，公共機関等が行う災害広報活動の協力

9 株式会社茨城放送

- (1) 市民に対する国民保護知識の普及と警報等の周知
- (2) 市民に対する応急対策等の周知
- (3) 行政機関，公共機関等が行う災害広報活動の協力

10 社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

武力攻撃災害時におけるボランティア団体の支援

11 首都圏新都市鉄道株式会社

- (1) 鉄道施設等の整備，保全
- (2) 災害時における救援物資及び避難者の輸送の協力

第9節 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が処理する事務，業務

1 社会福祉法人守谷市社会福祉協議会

武力攻撃災害時におけるボランティア団体の支援

2 茨城みなみ農業協同組合

- (1) 農作物の被害調査に関すること。
- (2) 主要食糧の需給に関すること。
- (3) 武力攻撃災害時の種子の確保に関すること。

3 守谷市商工会

- (1) 工場，商店の被害調査に関すること。
- (2) 生活必需品の調達，供給に関すること。

4 守谷市災害対策協力会

- (1) 路上障害物の除去，倒壊家屋・建物の撤去等の協力に関すること。
- (2) その他建設活動の協力に関すること。

5 自主防災組織

- (1) 初期消火，避難誘導，救出救護の協力に関すること。
- (2) 被災者に対する炊き出し，救援物資の配分等の協力に関すること。
- (3) 被害状況調査等災害対策の協力に関すること。

第2編

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1節 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部署の平素の業務、参集基準等について定める。

第1 市の各部における平素の業務

部 局 名	平 素 の 業 務
市長公室	・ 広報・報道体制の整備に関する事。 ・ 情報収集・提供体制の整備に関する事。 ・ 庁内ネットワークの管理運営及びセキュリティ対策に関する事。 ・ 国民保護措置のための措置の実施に係る予算に関する事。
総務部	・ 対策本部の職員の厚生に関する事。 ・ 国民保護措置に係る職員の給与の整備に関する事。 ・ 応急活動に必要な車両及び車両燃料の確保及び管理に関する事。 ・ 国民の権利利権の救済に係る体制整備に関する事。 ・ 市税の減免措置の整備に関する事。 ・ 特殊標章等に関する事。
生活経済部	・ 市国民保護協議会の運営に関する事。 ・ 関係機関（国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関）との連携体制に関する事。 ・ 職員動員体制の整備に関する事。 ・ 市国民保護計画の見直しに関する事。 ・ 避難実施要領の策定に関する事。 ・ 研修、訓練及び啓発に関する事。 ・ 非常通信体制の整備に関する事。 ・ 市対策本部の情報発信通信手段の整備 ・ 被災情報、安否情報の収集・整理体制の整備に関する事。 ・ 外国人等への情報提供体制等の整備に関する事。 ・ 災害廃棄物処理及びし尿処理の整備に関する事。 ・ ゴミの収集及び処理の整備に関する事。 ・ 大型集客施設等との連絡体制に関する事。 ・ 農林、商工関係施設の把握に関する事。 ・ 埋葬・火葬に関する事。
保健福祉部	・ 避難施設の運営体制の整備に関する事。 ・ 避難行動要支援者の支援体制に関する事。 ・ 医療体制の整備に関する事。 ・ 防疫体制の整備に関する事。 ・ ボランティアとの連絡調整に関する事。 ・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事。
都市整備部	・ 道路等輸送施設に関する事。

	・ 仮設住宅に関すること。 ・ 土木資材の調達に関すること。
上下水道事務所	・ 水道施設の機能の確保に関すること。 ・ 下水道施設の機能の確保に関すること。
教育委員会	・ 学校における国民保護に関する啓発に関すること。 ・ 学校施設の管理に関すること。 ・ 児童生徒の安全確保に関すること。 ・ 文化財等調査・保全に関すること。
議会事務局	・ 市議会との調整に関すること。
消防本部	・ 武力攻撃災害への対処に関すること（救急・救助を含む）。 ・ 住民の避難誘導に関すること。

第2 市職員の参集基準等

1 職員の参集体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

2 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、市の各部課は速やかに参集基準に示す体制を確立する。

3 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講じるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

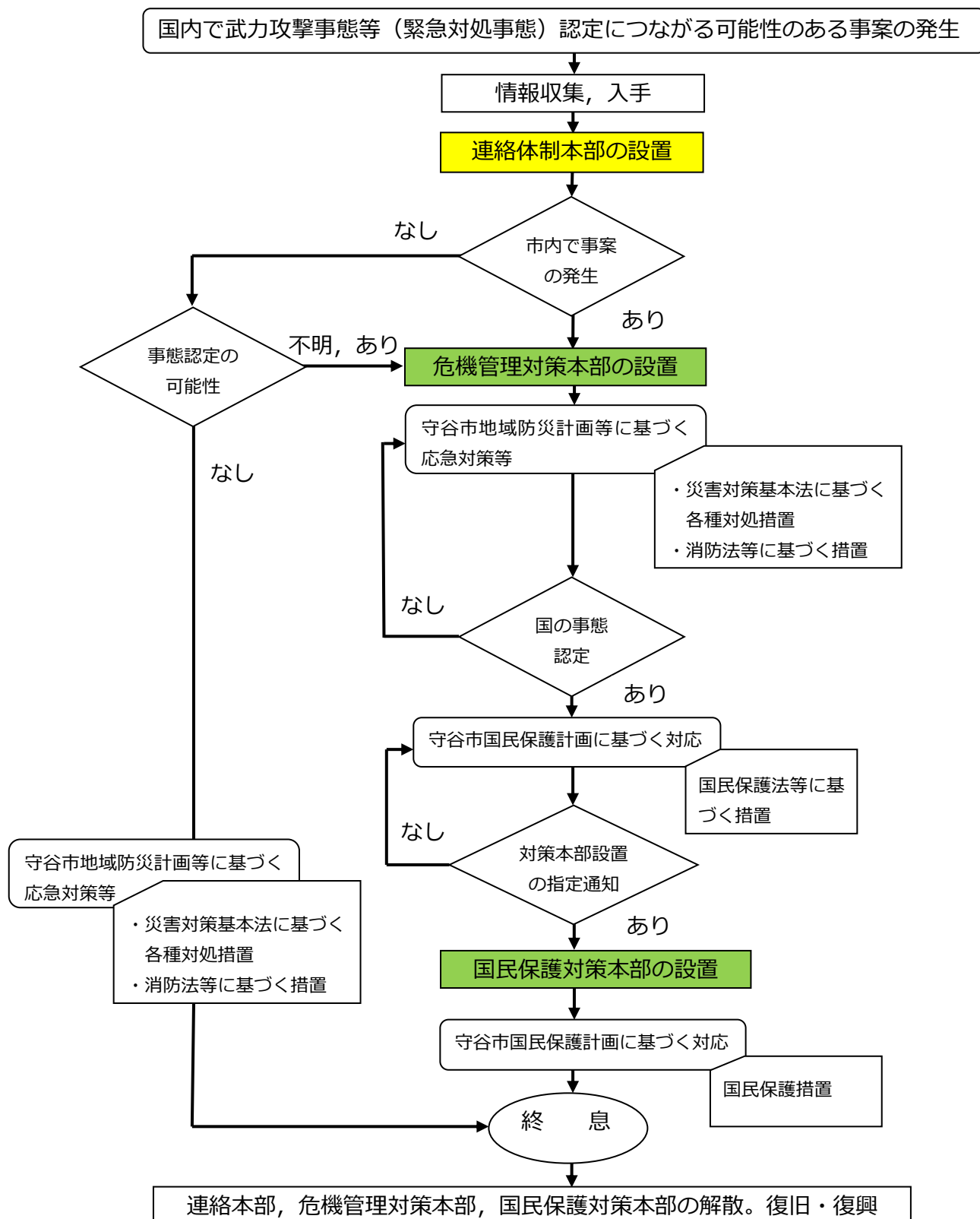
【職員参集基準】

区分	体制	参集基準	要員
事態認定前	連絡本部体制 (連絡体制)	武力攻撃事態等（緊急対処事態）の認定につながる可能性の事案等に関する情報入手し、情報収集等初動対応を行う必要があるとき	・ 生活経済部職員 ・ 都市整備部職員 ・ 上下水道事務所職員 ・ 総務部職員 ※状況に応じ増員する
	危機管理対策本部体制 (災害対策本部体制)	・ 市内において大規模な武力攻撃事態等やテロ等の認定に繋がる事案が発生し、所要の対処措置で実施する必要があるときで、かつ国民保護対策本部の設置について県からの指定の通知がないとき ・ その他、市長が認めたとき	・ 全職員
事態認定後	国民保護対策本部体制 (災害対策本部体制)	国民保護対策本部の設置について県の指定の通知を受けたとき	・ 全職員

※ 表中の（ ）内は、「災害時の体制」の編成と同等とする。

4 対応フロー

武力攻撃事態等（緊急対処事態）の認定につながる可能性のある事案（以下事案）に対する対応の流れは、おおむね次のとおりである。武力攻撃事態等（緊急対処事態）の認定の可能性不明の場合には、速やかな対応も視野に入れる。



5 市対策本部員等への連絡手段の確保

市対策本部員及び国民保護担当職員は、参集時の連絡手段として、守谷市公式市民生活総合支援アプリ「Morinfo（もりんぷお）」（以下「Morinfo」という。）又は「メールもりや」に対応した携帯電話等を携行し、連絡手段を確保する。

6 市対策本部員等の代理

「守谷市災害時初動対応マニュアル」第2章 3（1）「災害対策本部の体制」の例による。

第3 消防機関の体制

1 常総地方広域市町村圏事務組合消防本部及び守谷消防署の体制

常総地方広域市町村圏事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）及び守谷消防署は、市における参集基準等と同様に、消防本部、守谷消防署における初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。また、市は、初動時における消防本部及び守谷消防署との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

2 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難者の誘導等に重要な役割を担うことに鑑み、県と連携し、市民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、施設及び設備の整備、装備等の充実Morinfoによる「消防団員及び消防団員家族パスポート」の充実等の支援等に対する取組を積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、消防本部及び守谷消防署における参集基準を参考に、消防団員の参集基準を定める。

第4 市民の権利利益の救済に係る手続等

1 市民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続きを迅速に処理するため、「守谷市災害時初動対応マニュアル」の例により市民総合窓口班が対応する。必要があれば項目ごとに担当課を定める。

【国民の権利利益の救済に係る手続き項目】

項 目	業 務 内 容
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事（法第81条第2項）
	特定物資の保管命令に関する事（法第81条第3項）
	土地等の使用に関する事（法第82条）
	応急公用負担に関する事（法第113条第1項・5項）
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの（法第70条第1項・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項）
不服申立てに関する事（法第6条、175条）	
訴訟に関する事（法第6条、175条）	

2 市民の権利利益に関する文書の保存

市は、市民の権利利益の救済の手続きに関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、守谷市文書管理規定等の定めるところにより、適切に保管する。また、市民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続きに関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2節 関係機関との連絡体制

市は、国民保護措置を実施するに当たり、関係機関との連携体制整備について以下に定める。

第1 基本的考え方

1 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

2 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

3 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図る。この際、市国民保護協議会等を活用することにより、関係機関の円滑なネットワークの構築に留意する。

第2 県との連携

1 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

2 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置の整合性確保に努める。

3 警察との連携

市長は、自ら管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、警察と必要な連携を図る。

第3 近隣市町村との連携

1 近隣市町村との連携

市は、近隣市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃事態等の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町村相互間の連携を図る。

2 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、

消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

第4 指定公共機関、指定地方公共機関との連携

1 指定公共機関、指定地方公共機関の連絡先の把握

市は、地域の指定公共機関、指定地方公共機関との緊密な連携を図るとともに、連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

2 医療機関との連携

市は、武力攻撃事態等発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関と共に、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公益財団法人）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

3 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

第5 ボランティア団体等に対する支援

1 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を通じて国民保護措置の周知自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互間、消防団、市等と連携が図れるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救難等のための施設及び設備の充実を図る。

2 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3節 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり定める。

第1 通信体制の整備

1 非常通信体制の整備

市は、武力攻撃事態等において円滑に国民保護措置を実施するために、関係機関との情報伝達手段の確保を図る。また、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

2 非常通信体制の確保

市は、武力攻撃事態等発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、自然災害時における体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

第2 通信体制確保のための実践的な通信訓練の実施

市は、武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳又は途絶し、若しくは庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定するなど、関係機関との実践的な通信訓練の実施に努める。

第4節 情報の収集・提供等の体制の整備

市は、武力攻撃事態等における情報収集・提供等の体制整備について以下に定める。

第1 基本的考え方

1 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃の状況、国民保護措置の実施措置の状況、被災情報その他の情報を収集又は整理し、関係機関及び市民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

2 体制の整備にあたっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理・整備等を行う。

(1) 施設・設備面

ア 武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等を迅速かつ確実に通知・伝達できるよう、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、緊急情報ネットワークシステム（E m－n e t）、災害情報共有システム（Lアラート）、茨城県防災情報ネットワークシステム、デジタルM C A無線機等の情報通信手段を的確に運用、管理、整備する。

イ 非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。

ウ 武力攻撃による災害に備え、複数の情報伝達手段の整備（地上系・衛星系等による伝送路の多ルート等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。

エ 無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。

オ 武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。

(2) 運用面

ア 夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。

イ 武力攻撃による災害に備え、通信輻輳時途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。

ウ 通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通情報等を想定し、実施時間や電源の確保等条件を設定した上で、地域住民への情報伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了時に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

エ 無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関等の間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。

オ 電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。

カ 担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。

キ 市民に情報を提供するに当たっては、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）、

緊急情報ネットワークシステム（E-m-net）、災害情報共有システム（Lアラート）、緊急速報メール、広報車両、テレビ、ラジオ、Morinfo、ホームページ、SNS等のあらゆる手段の活用を図るとともに、高齢者、障がい者、外国人その他情報の入手が困難と考えられるものに対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

3 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティに留意しながらデータベース化に努める。

第2 警報等の伝達に必要な準備

1 警報の伝達体制の整備

市は、知事からの警報の内容の通知があった場合の市民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会等と適宜協議を行い、協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。

2 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、市民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。

3 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防連第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等のさまざまな機会にを活用して住民に十分周知を図る。

4 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

市は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、市民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。

5 大規模集客施設等に対する警報伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる市域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担を考慮して定める。

6 民間事業所からの協力確保

市は、県と連携して、民間事業者が、警報の内容の伝達や市民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、協力体制を推進する。

第3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

1 安否情報の種類及び報告方法

市は、避難者及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した市民の安否情報に関して、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の収集照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する（様式-1「安否情報報告書」）の様式により収集し、原則として安否情報システムを用いて県に報告する。

事態の状況により安否情報システムが使用できない場合は、書面（電子記録を含む。）により報告することとする。ただし、事態の状況等を勘案し、やむを得ない場合は、市

長が適当と認める方法（口頭や電話など）によることもできるものとする。

【収集・報告すべき情報】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 避難市民（負傷した市民も同様）<ol style="list-style-type: none">① 氏名② フリガナ③ 出生の年月日④ 男女の別⑤ 住所（郵便番号を含む。）⑥ 国籍⑦ その他個人を識別するための情報⑧ 負傷（疾病）の該当⑨ 負傷又は疾病の状況⑩ 現在の住所⑪ 連絡先その他必要な情報⑫ 親族・同居者から照会に対する回答の希望⑬ 知人からの照会に対する回答の希望⑭ 親族・同居者・知人以外の者か照会に対する回答又は公表の同意2 死亡した市民
（上記①～⑦に加えて）<ol style="list-style-type: none">⑧ 死亡の日時⑨ 遺体が安置されている場所⑩ 連絡先その他必要情報⑪ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意の有無 |
|---|

2 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

3 安否情報の収集に協力を求める機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

第4 被災情報の収集・報告に必要な準備

1 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。（様式-2「被災情報の報告様式」）

なお、被災情報の収集及び報告については、個人情報保護法及び守谷市個人情報保護条例の規定に基づき、被災者の個人情報の取扱いに留意する。

2 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5節 研修及び訓練

市職員は、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要があるため、研修及び訓練のあり方について以下に定める。

第1 研修

1 市職員に対する研修

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、職員の研修機会を確保する。

2 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等を活用し、多様な方法により研修を行う。

第2 訓練

1 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、警察、自衛隊等との連携による、N B C攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、堅牢な建物内等への避難訓練等、武力攻撃事態等に特有の訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

2 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- (1) 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- (2) 警報・避難の指示等の内容伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- (3) 避難誘導訓練及び救難訓練

3 訓練に当たっての留意事項

訓練を実施する際は、以下の事項に留意するものとする。

- (1) 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- (2) 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救難等に当たり、自治会・町内会の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者、外国人等配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- (3) 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- (4) 市は、自治会・町内会、自主防災組織などと連携し、市民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及・啓発に資するように努め、訓練の開催時期、場所等は、市民の参加が容易となるよう配慮する。
- (5) 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- (6) 市は、警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難・救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

第1節 避難に関する基本的事項

第1 基礎的資料の収集

市は迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等の必要な基礎的資料を別資料にまとめておく。

【国民保護対策本部において集約、整理する基礎的資料】

- ① 住宅地図
(人口分布、世帯数、昼夜別の人口データ)
- ② 市の区域内の道路網リスト
(避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路リスト)
- ③ 輸送力のリスト
(鉄道、バスなどの公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
(鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- ④ 避難施設のリスト
(避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- ⑤ 備蓄物資、調達可能物資のリスト
(備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- ⑥ 生活関連等施設のリスト
(高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設)
- ⑦ 関係機関(国、県、市町村、民間事業者等)の連絡先
(特に、地図や各種データ等は、対策本部にディスプレイできるようにしておく)
- ⑧ 町内会、自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
(代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- ⑨ 消防機関のリスト
(消防本部、署の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)
(消防機関の装備資機材のリスト)
- ⑩ 避難行動要支援者名簿

第2 隣接する市町村との連携の確保

市は、市の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

第3 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難者の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、避難行動要支援者名簿を活用しつつ、市地域防災計画に基づき、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

第4 外国人への配慮

避難時の誘導の際は、外国人にも的確に情報の伝達ができるよう対策を講じる。

第5 民間事業者からの協力の確保

市は、避難者の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に鑑み、平素から、

これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

第6 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて対応を構築しておく。

※【避難行動要支援者名簿について】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導等に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組として行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録する者とされている。

また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結び付くため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、市地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

第2節 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、警察、自衛隊）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。この場合において、高齢者、障がい者等避難行動様支援者、外国人その他特に配慮を要する者で、自ら避難することが困難な者の避難方法について配慮するものとする。

第3節 救援に関する基本的事項

第1 救援に関する備え

市は、県から救援の一部の事務を行うこととされた場合や、市が県の行う救援を補助する場合に鑑みて、市の行う救援の活動内容や県の調整事項等について、あらかじめ必要な準備をしておく。

第2 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組と並行して、関係機関との連携体制を確保する。

1 物資

備蓄場所、備蓄物資等

2 医療の提供

（1）災害拠点病院、感染症指定医療機関

（2）医療器具、医薬品等の備蓄

3 埋葬及び火葬

火葬施設、埋葬施設の確認

第4節 医療関係団体等との調整

市は、救護に関する派遣要請など、適切な医療の実施を要請する方法を医療関係団体等とあらかじめ調整する。この場合において、国及び県や医療関係団体等の協力を得て、N B C攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努める。

第5節 電気通信事業者との調整

市は、避難者のための通信手段の確保に当たって必要な臨時通信設備の設置について、電気通信事業者とあらかじめ調整を行う。

第6節 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難者や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

第1 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する市区域の輸送を行う運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

第2 輸送経路の把握等

市は、武力攻撃事態等における避難者や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する市区域に係る輸送経路の情報を共有する。

第7節 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に関しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を共有するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

第3章 生活関連等施設の把握等

第1節 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設を把握するため、県と情報共有に努める。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施の在り方について定める。

【生活関連等施設の種類】

国民保護法施行令	各号	施設の種類
第27条	1号	発電所、変電所
	2号	ガス工作物
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池
	4号	鉄道施設
	5号	電通通信事業用交換設備
	6号	放送用無線設備
	7号	水域施設、係留施設
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設
	9号	ダム
第28条	1号	危険物
	2号	毒物及び劇物（毒物及び劇物取締法）
	3号	火薬類
	4号	高圧ガス

	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）
	6号	核原料物質
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）
	8号	毒薬及び劇薬（薬事法）
	9号	事業用電気工作物内の高圧ガス
	10号	生物剤
	11号	毒性物質

第2節 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。

この場合、県警察との連携を図る。

第4章 物資及び資材の備蓄，整備

第1節 市における備蓄

第1 防災のための備蓄との関係

市民の避難や避難者等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物質及び資材について、備蓄又は調達体制を整備する。

第2 国民保護措置の実施のために必要な物質及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチンの特殊な薬品のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

なお、その種類により保冷する必要があるワクチンもあるため、県の予備医療機関と連絡調整し、保冷器具（クーラーボックス等）の配備にも留意する。

第3 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村や事業者との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

第2節 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

第1 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

第2 ライフライン施設の機能の確保

市は、管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

第3 復旧のための各種資料等の整備

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地積調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るとともに、バックアップ体制を整備するように努める。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発の在り方について必要な事項を、以下のとおり定める。

第1節 国民保護措置に関する啓発

第1 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、市民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、ラジオ、Morinfo、ホームページ、SNS等の様々な媒体を活用して、国民保護の重要性について継続的に啓発を行うとともに、市民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、障がい者、外国人に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。その際、防災の取組みを含め、功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する市民への浸透を図る。

第2 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も生かしながら市民への啓発を行う。

第3 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対策能力向上のため、市立小中学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成のための教育を行う。

第2節 武力攻撃事態等において市民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市町村等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報について、啓発資料等を活用して市民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃やテロのような武力攻撃事態が発生した場合等に市民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、市民に対し周知するよう努める。

第 3 編

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、市民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、係る事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性に鑑み、市の初動体制について、以下のとおり定める。

第1節 初動体制の整備及び初動措置

第1 連絡体制本部の設置等

市長は、国内で武力攻撃事態等（緊急対処事態）認定につながる可能性のある事案の発生を把握した場合においては、速やかに事案等に関する情報を入手、関係機関等に連絡するとともに、連絡体制本部を設置する。連絡体制本部は、市対策本部員のうち、国民保護担当部長以下、本計画に示す要員により構成する。

第2 危機管理対策本部の設置等

- 1 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、市としての的確かつ迅速に対処するため、危機管理対策本部を設置する。危機管理対策本部は、原則として、市長をはじめとする市対策本部員より構成する。
- 2 危機管理対策本部は、警察、消防機関、自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努めるとともに、速やかに知事に対し、当該事案及び市の措置の概要を連絡する。また、市内にある指定公共機関及び指定地方公共機関に対して情報提供を行うとともに、これらの関係機関と密接な連携を図る。

第3 初動措置の確保

市は、危機管理対策本部において、各種連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、市長は、国、県等から入手した情報を消防機関等へ提供するとともに、必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定がなされ、市に対し、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）の設置の指定がない場合においては、市長は、必要に応じ国民保護法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

第4 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、その災害の状況に応じて県や他の市町村等に対し支援を要請する。

第5 対策本部への移行に要する調整

危機管理対策本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、危機管理対策本部は廃止する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

※【災害対策基本法との関係について】

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急処理事態に対処することを想定した法律ではないことに鑑み、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置された場合において、その後、政府において事態認定が行われ、市対策本部を設置すべき市の指定の通知があった場合には、直ちに市対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、市対策本部長は、市対策本部に移行した旨を市関係部署に対し周知徹底する。

市対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

※ 対処措置図

	事案覚知等	事態認定	事態認定 ※ 1
体制	連絡体制本部	危機管理対策本部 【被害の態様が災害対策基本法上の災害に相当 ※ 2】 →災害対策基本法に基づく災害対策本部が設置が可能	市国民保護対策本部
対処措置	情報収集等初動対応	消防法に基づく措置 ・消防警戒区域設定 ・救急業務 【被害の態様が災害対策基本法上の災害に該当】 →災害対策基本法に基づく各種対処措置が実施可能 (例) 避難の指示、警戒区域設定、物件の除去	国民保護法等に基づく措置 (例) ・避難の指示 ・警戒区域設定 ・本部設置前は本部設置指定要請 国民保護措置 (例) ・情報伝達 ・避難実施要領の作成 ・避難住民の誘導等

※ 1 事態認定と市対策本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で市対策本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることもある。

※ 2 災害対策基本法上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火災、爆発、放射性物質の大量放出等の事故等とされている。

第2節 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

市は、国から県を通じて、警戒体制の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが当該市に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、連絡体制本部を立ち上げ、又は、緊急事態連絡室（仮称）を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、市長は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、当該市の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

※【消防庁における体制】

消防庁においては、武力攻撃等の兆候に関する情報を入手した場合においては、官邸危機管理センターの対応状況も踏まえ、消防庁情報連絡室を設置するとともに、県に対し連絡することとされている。また、発生した災害の状況が不明であり、武力攻撃等の生起の可能性が高いと判断される場合等には、緊急事態連絡室を設置するとともに、県に連絡することとしている。

第3節 市対策本部への移行へ要する調整

市は、政府による事態認定が行われた場合において、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合は、退避の指示、警戒区域の設定等必要な国民保護措置を講ずるとともに、必要があると認めるときは、県を通じて内閣総理大臣に対し、「市対策本部を設置すべき市の指定」を行うよう要請を行う。

第2章 市対策本部の設置等

第1節 市対策本部の設置

第1 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

1 市対策本部を設置すべき市町村の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受ける。

2 市長による市対策本部の設置

指定の通知を受けた市長は、直ちに市対策本部を設置する（※事前に危機管理対策本部を設置していた場合は、市対策本部に切り替えるものとする（前述））。

3 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、一斉参集システム等（Morinfo）の連絡網を活用し、市対策本部職員に参集するよう連絡する。

※一斉参集システム（Morinfo）

大規模災害発生時等において、Morinfoで災害種別、規模等を選択することにより、事前に設定した職員（携帯電話等）に対して参集のための災害発生の通知を行うシステム

4 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市庁舎大会議室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール、Morinfo等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

5 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

6 本部の代替機能の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設として、第一順位守谷市立守谷中学校、第二順位守谷市立黒内小学校をあらかじめ指定する。なお、事態の状況に応じ、市長の判断により順位を変更することを妨げるものではない。

また、市区域外への避難が必要で、市の区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

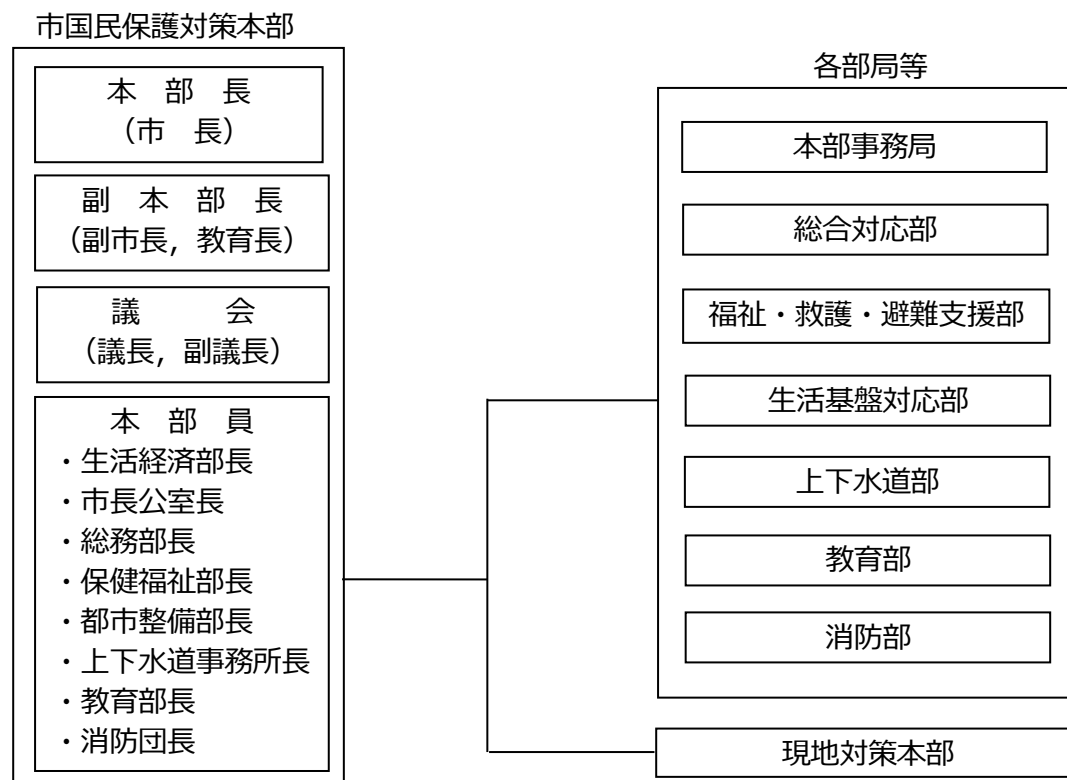
第2 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

第3 市対策本部の組織構成及び機能

市対策本部の組織構成及び各組織の機能は以下のとおりとする。

【市対策本部の組織構成図】



※市対策本部の細部組織構成については、「守谷市災害時初動対応マニュアル」に準じる。

【市対策本部各班の事務分掌】（下記に示す他，状況により柔軟に対応する。）

部 名	班名（長）	事務分掌
対策本部事務局	統括班	1 国民保護対策本部の設置及び本部運営・庶務に関すること。 2 国，県，国民保護協議会，その他関係機関との連絡に関すること。 3 本部員会議に関すること。 4 各部班との連絡調整に関すること。 5 本部長・副本部長の庶務に関すること。 6 国民保護状況のまとめに関すること。 7 避難勧告，指示その他本部長命令の伝達に関すること。 8 県，他市町村，自衛隊等への応援要請に関すること。 9 避難調整等に関すること。 10 消防団の招集，配備に関すること。 11 自主防災組織との連絡に関すること。
	物資調達・配送班	1 食糧，生活必需品，物品等（国民保護等活動従事者分含む）の調達，配送に関すること。 2 支援物資の受入れ，保管，配送に関すること。 3 緊急輸送・避難輸送手段の確保に関すること。 4 物流拠点・システムの管理・運用に関すること。 5 鉄道・道路交通状況の把握に関すること。 6 農地・農業施設に関すること。 7 被害作物等に関すること。 8 商工業に関すること。
	財政班	1 法等の適用申請に関すること。 2 国民保護措置に要する財政措置に関すること。 3 公有財産の被害調査に関すること。 4 国及び県に対する要望書の作成に関すること。 5 燃料の確保に関すること。 6 庁舎等の被害調査及び応急対策に関すること。 7 公用車両の管理，配車に関すること。
	情報班	1 市内被害状況の取りまとめに関すること。 2 県及び国，関係機関等に関する被災状況等報告に関すること。 3 通信・情報手段の確保に関すること。 4 予報警報及び災害情報の受領に関すること。 5 情報セキュリティ対策に関すること。 6 庁内ネットワークシステムの管理・運営に関すること。 7 上下水道を除くライフラインの被害状況把握に関すること。
総合対応部	総務班	1 職員の参集状況の把握，解散の伝達に関すること。 2 職員の勤務・休養，健康管理，人的資源の調整・

第3編 武力攻撃事態等への対処

		確保・管理に関すること。 3 職員・家族の安否確認に関すること。 4 特殊標章等に関すること。 5 その他各部に属さないこと。
	広報・報道班	1 市民(職員含む)への広報活動（HP, SNS, Morinfo 避難所情報の配信も含む）に関すること。 2 報道機関との連絡及び記者会見に関すること。 3 災害状況の記録・保管に関すること。
	市民相談窓口班	1 市民からの問い合わせ対応に関すること。 2 遺体安置所の設置管理に関すること。 3 死体の処理及び埋火葬に関すること。 4 国民保護に係る被害・調査等に関すること。 5 避難誘導・輸送等の支援に関すること。
福祉・救護・避難支援部	避難所班	1 避難所等の設置, 管理及び運営に関すること。 2 避難誘導・輸送等に関すること。 3 避難所の食糧, 生活必需品等の供与に関すること。 4 帰宅困難者の受入れ等に関すること。 5 ペット保護対策に関すること。 6 保育施設の被害調査及び災害復旧に関すること。
	要配慮者対策班	1 避難行動要支援者の避難・誘導, 救助・救援, 安否確認, 生活支援に関すること 2 要配慮者避難所, 福祉避難所の開設・運営に関すること 3 要配慮者の支援に関すること
	救護・防疫班	1 国民保護に係る医療救護に関すること。 2 国民保護に係る医療情報の収集に関すること。 3 救護所の設置に関すること。 4 感染症の予防及び指導に関すること。 5 医薬品, 衛生・防疫材料の調達に関すること。 6 公私医療機関への情報伝達と調整に関すること。 7 国民保護に係る臨時健康相談, 健康診断に関すること。 8 避難所等への巡回相談等の実施に関すること。 9 市民, 職員の心のケアに関すること。 10 妊産婦及び乳児の保健指導に関すること。
	ボランティア支援班	1 ボランティア活動支援に関すること。
生活基盤対応部	土木班	1 道路, 橋梁等の被害対策・復旧に関すること。 2 道路, 橋梁等の被害調査に関すること。 3 応急復旧用土木資材及び機器の確保に関すること。 4 土木作業用施設及び車両等の確保・管理に関すること。 5 道路の交通規制に関すること。

第3編 武力攻撃事態等への対処

		6 緊急輸送道路の確保に関すること。 7 障害物の除去に関すること。
	建築班	1 被害宅地，被害建築物の調査に関すること。 2 応急仮設住宅の設置に関すること。
	がれき処理班	1 被害廃棄物の処理に関すること。 2 県，事務組合との連絡調整に関すること。
上下水道部	応急給水班	1 応急給水に関すること。 2 節水，断水及び給水に関すること。 3 災害地及び避難所等における飲料水の確保に関すること。
	下水道班	1 下水道施設の運営及び応急復旧に関すること。 2 仮設トイレの設置及び管理に関すること。 3 污水处理に関すること。
教育部	教育 1 班	1 児童生徒の安全確保，安否確認に関すること。 2 国民保護に係る応急教育に関すること。 3 教育関係の被害対策の企画に関すること。 4 学校教育施設及び教員の確保に関すること。 5 学校施設の被害調査及び被害復旧に関すること。
	教育 2 班	1 施設利用者の安全確保に関すること。 2 中央図書館，関係施設の被害調査及び被害対策・復旧に関すること。 3 文化財の被害調査及び被害対策・復旧に関すること。
消防部	消防班	1 消火，救助・救出活動に関すること。 2 国民保護措置として避難住民の避難誘導に関する事項 3 国民保護措置として負傷者等の救急搬送に関すること。 4 広報活動に関すること。 5 行方不明者の捜索活動に関すること。 6 地域の安全確保に関すること。

※被害の状況により，他班への応援等を指示する。

第4 市対策本部における広報等

市は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜等による混乱を防ぐために、市民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、市対策本部における広報広聴体制を整備する。

1 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」を広報・報道班に設置する。

2 広報手段

広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネット、SNS、ホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、市民等に迅速に提供できる体制を整備する。

3 留意事項

- (1) 広報内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。
- (2) 市対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、市長自ら記者会見を行う。
- (3) 県と連携した広報体制を構築する。

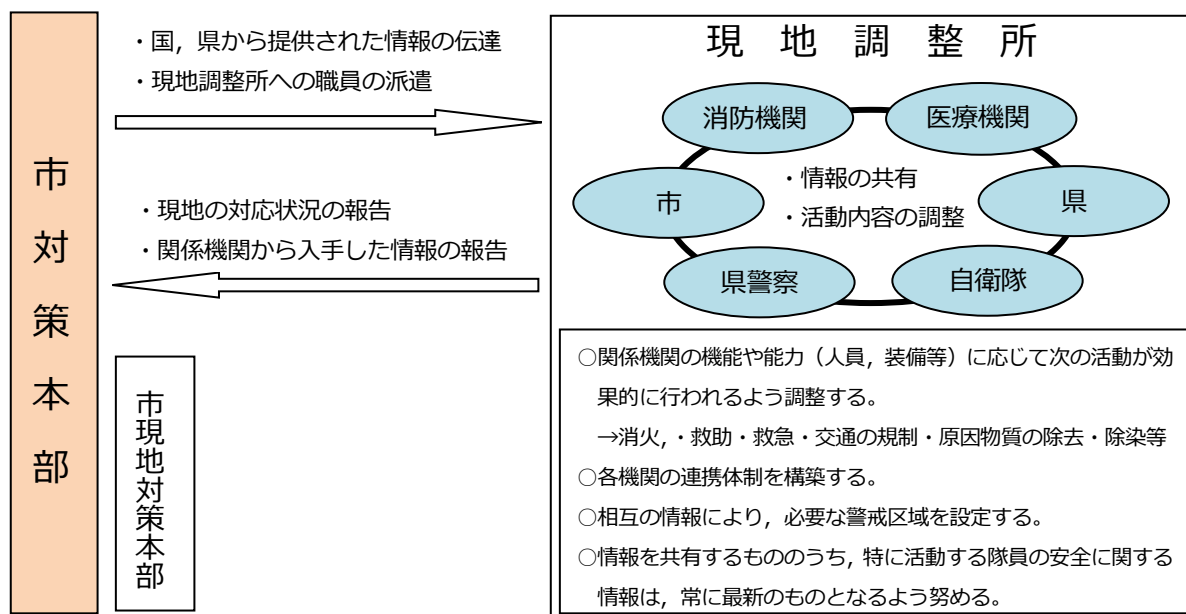
第5 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。その際、市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから市対策本部長が指名する者をもって充てる。

第6 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の組織編成の例】



※【現地調整所の性格について】

- ① 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる）。
- ② 現地調整所は、事態発生の際において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- ③ 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施、退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

- ④ 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、市は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）。

（注） 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うことが重要である。

第7 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

1 市の区域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

2 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

3 情報の提供の求め

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

4 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

5 市教育委員会に対する措置の実施の求め

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

第8 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

第2節 通信の確保

第1 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）等の通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

第2 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

第3 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3章 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市との連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

第1節 国、県の対策本部との連携

第1 国、県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

第2 国、県の現地対策本部との連携

市は、国、県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と密接な連携を図る。

また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、県・国との調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

第2節 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

第1 知事等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

第2 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事等に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

第3 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

応援要請	市長は、国民保護措置を実施するために必要があると認めるときは県対策本部長を通じ、指定公共機関に対してその業務に係る国民保護措置の実施を要請する。	国民保護法第18条
応援	市長は、指定（地方）公共機関から、その業務に係る国民保護措置を実施するため①労務、②施設、③設備、④物資の確保について応援を求められたときは、正当な理由がある場合を除き応援を実施する。	国民保護法第21条第2項

第3節 自衛隊の部隊等の派遣要請等

第1 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うように求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、自衛隊茨城地方協力本部長を通じ、防衛大臣に連絡する。

第2 市長は、国民保護等の派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

第4節 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

第1 他の市町村長等への応援の要求

1 市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

2 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

第2 県への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

第3 事務の委託

1 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

（1）委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

（2）委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

2 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

第5節 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

第1 市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。その際には、次の事項を記載した文書をもって行う。

1 派遣を要請する理由

2 派遣を要請する職員の職種別人員数

3 派遣を必要とする期間

4 派遣される職員の給与、その他の勤務条件

5 上記に掲げるものの他、職員の派遣について必要な事項

第2 市は、1の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われないう場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、1の職員の派遣について、あつせんを求める。その際には、次の事項を記載した文書をもって行う。

1 派遣を要請する理由

2 派遣を要請する職員の職種別人員数

3 派遣を必要とする期間

- 4 派遣される職員の給与、その他の勤務条件
- 5 上記に掲げるものの他、職員の派遣あっせんについて必要な事項

第6節 市の行う応援等

第1 他の市町村に対して行う応援等

- 1 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。
- 2 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

第2 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

第7節 ボランティア団体等に対する支援等

第1 自主防災組織等に対する支援

市は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織に対する必要な支援を行う。

第2 ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

第3 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

第8節 市民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、市民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。ただし、市民の協力は自発的な意思にゆだねられるものであることに留意する。

- 避難者の誘導
- 避難者等の救援
- 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 保健衛生の確保

第4章 警報及び避難の指示等

第1節 警報の伝達等

市は、武力攻撃事態等において、市民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

第1 警報の内容の伝達等

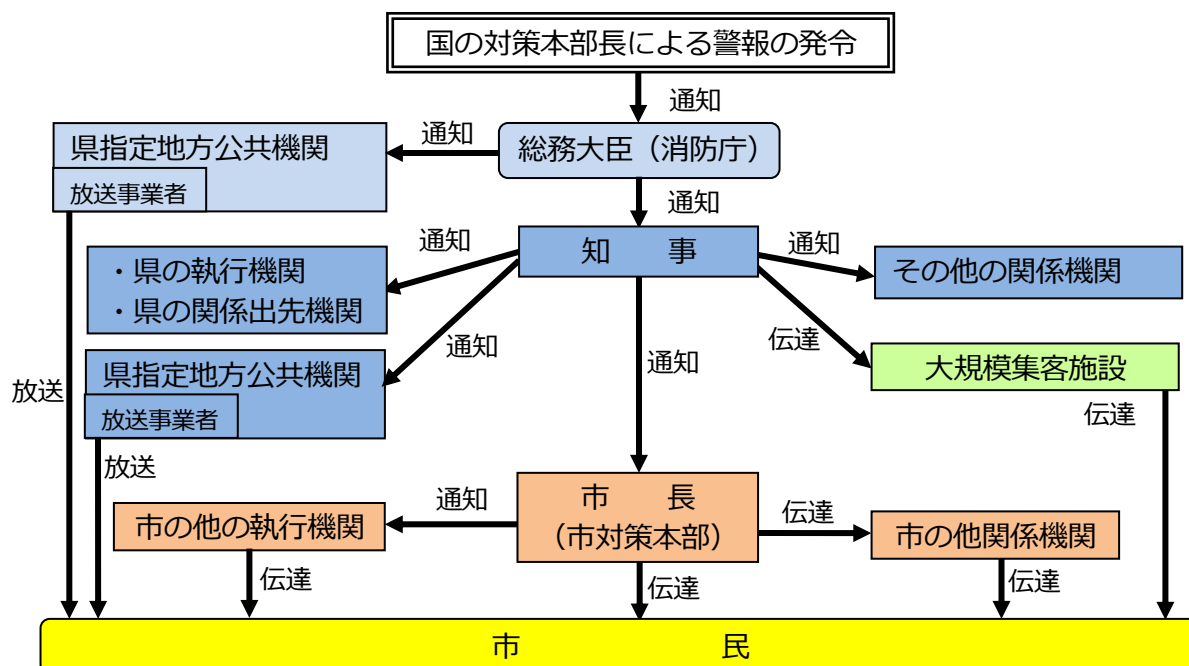
1 警報の内容の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに市民及び関係のある公私（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

第2 警報の内容の通知

- 1 市は、当該市の他の執行機関その他の関係機関（教育委員会など）に対し、警報の内容を通知する。
- 2 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、警報の内容を市のホームページ、Morinfo、SNSで配信する。

※ 市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。



第3 警報の内容の伝達方法

- 1 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達される。市長は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等と連携している情報伝達手段等により、原則として以下の要領により行う。

（1）「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合

この場合においては、まず、国から全国瞬時警報システム（J-ALERT）の情報が市民各人の携帯電話に伝達される。また、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等をエリアメール、L-アラート、Morinfo、SNS等を活用し市民に周知する。

さらに、庁内に保有する広報車や消防機関が保有する消防車両で、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して、市民に注意を喚起し周知する。

（2）「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合

ア この場合においては、原則として、広報車による広報やホームページ、Morinfo、SNSへの配信等により、周知を図る。

イ なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。

また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、自治会等への協力依頼などの方法も活用する。

※全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

- 2 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災組織等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防本部は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを生かし、自主防災組織、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を生かした効率的な伝達が行われるように配慮する。

また、市は、警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。

- 3 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者について、防災・福祉部局との連携の下で、避難行動要支援者名簿を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

- 4 警報の解除の伝達については、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、原則として、サイレンは使用しないこととする。なお、そのほかは警報の発令の場合と同様とする。

第4 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

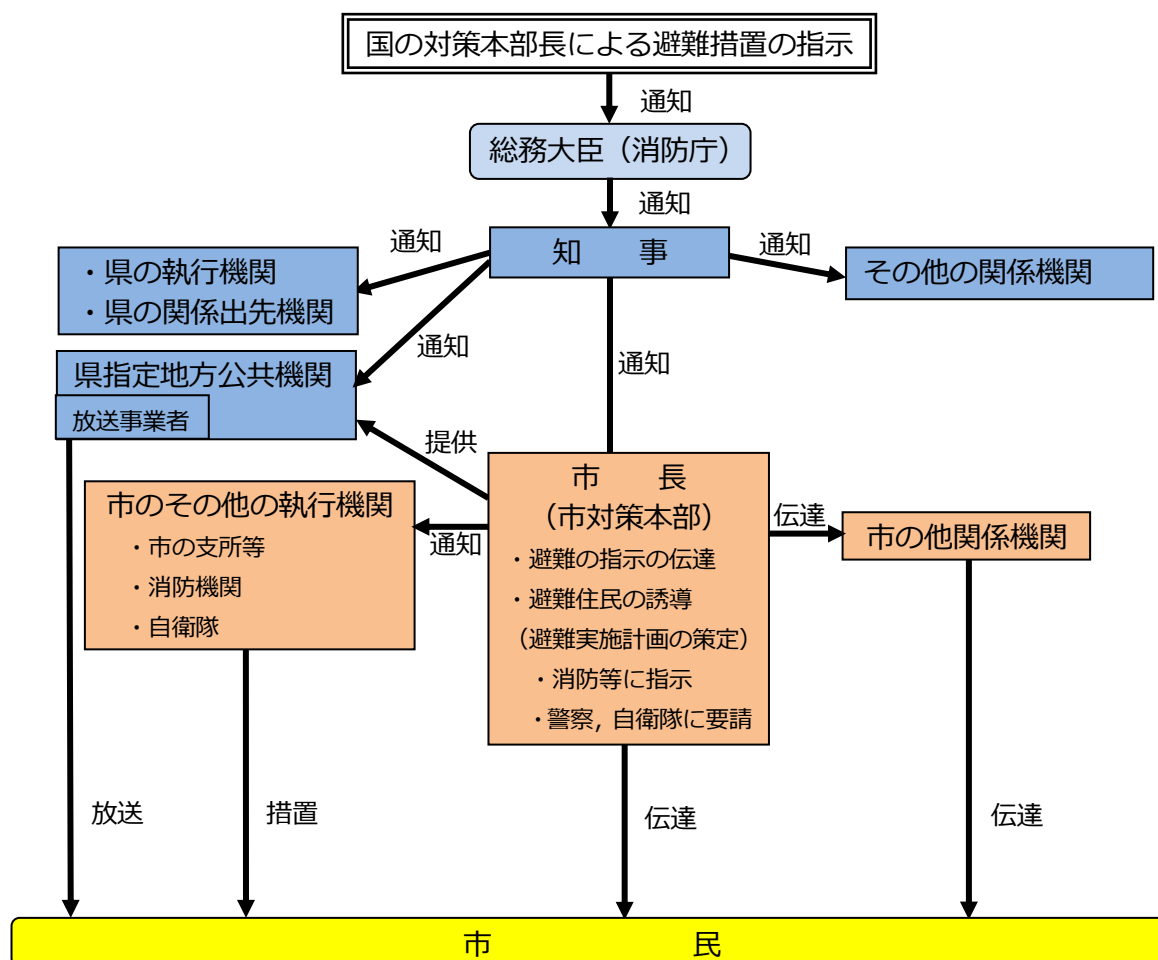
第2節 避難者の誘導等

市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難者の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の避難者等への通知・伝達及び避難者の誘導について、以下のとおり定める。

第1 避難の指示の通知・伝達

- 1 市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難者数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- 2 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、市民に対して迅速に伝達する。

※ 避難の指示の流れについては下図のとおり。



第2 避難実施要領の策定

1 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

※【避難実施要領に定める事項】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難者の誘導の実施方法、避難者の誘導に係る関係職員の配置その他避難者の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

※【避難実施要領】

- ① 要避難地域及び避難者の誘導の実施単位
- ② 避難先
- ③ 一時集合場所及び集合方法
- ④ 集合時間
- ⑤ 集合に当たっての留意事項
- ⑥ 避難の手段及び避難の経路
- ⑦ 市職員、消防職団員の配置等
- ⑧ 高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への対応
- ⑨ 要避難地域における残留者の確認
- ⑩ 避難誘導中の食料等の支援
- ⑪ 避難住民の携行品、服装
- ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

2 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

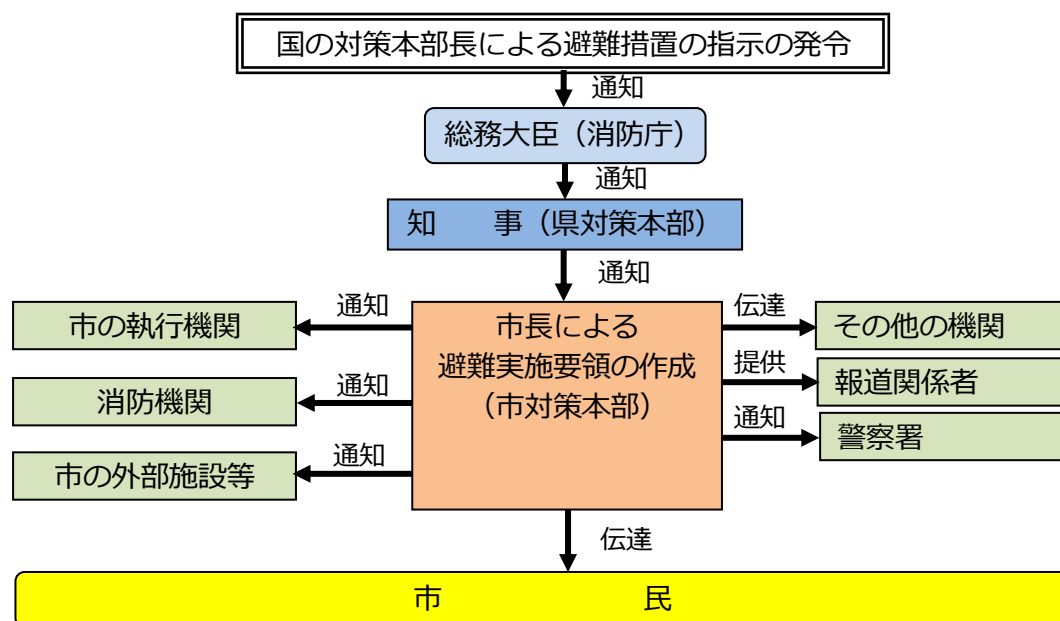
- (1) 避難の指示の内容の確認
(地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態)
- (2) 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）、特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案
- (3) 避難者の概数把握
- (4) 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難：運送事業者である指定地方公共機関等による運送）
- (5) 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）
(県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定)
- (6) 要支援者の避難方法の決定（避難行動要支援者名簿、要配慮者支援班が主担当）
- (7) 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）
- (8) 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）
- (9) 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- (10) 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

3 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に関係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、市の区域を管轄する消防長、警察署長及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



第3 避難者の誘導

1 市長による避難者の誘導

市長は、消防長・消防署長と連携し、避難実施要領で定めるところにより、市の職員及び消防団長等を指揮し、避難住民を誘導する。その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。また、職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を徹底させ、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

2 消防機関の活動

消防本部及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市町村長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、自力歩行困難な避難行動要支援者の輸送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難者の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを生かした活動を行う。

3 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難者の誘導を要請する。

また、警察官等が避難者の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、

市長は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

4 自主防災組織等に対する協力の要請

市長は、避難者の誘導に当たっては、自主防災組織や自治会長等の地域においてリーダーとなる市民に対して、避難者の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

5 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難者の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難者の心理を勘案し、避難者に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難者の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

6 高齢者、障がい者等への配慮

市長は、高齢者、障がい者等の避難を万全に行うため、要配慮者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障がいサービス事務所等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする（「避難行動要支援者名簿」を活用しながら対応を行う。その際、民生委員と社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある）。（ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局部的、限定的なものにとどまることも多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討せざるを得ない場合もあり得る。）

7 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

8 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、県警察と協力し、市民等からの相談に対応するなど、市民等の不安の軽減に努める。

9 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

10 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

1.1 通行禁止措置の周知

道路管理者たる市長は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、市民等に周知徹底を図るよう努める。

1.2 文化財の保護

市は、移動可能な指定文化財を安全な施設に事前避難するなど、文化財保護の措置を講ずるよう努める。

1.3 県に対する要請等

市長は、避難者の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難者の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が

必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難者の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

14 避難者の運送の求め等

市長は、避難者の運送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

15 安全の確保

市長は、避難者の誘導に協力する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

16 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難者の復帰に関する要領を作成し、避難者を復帰させるため必要な措置を講じる。

第4 武力攻撃事態等の類型等に応じた留意事項

1 弾道ミサイル攻撃の場合

(1) 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときには、市民は屋内に避難することが基本である。

このため、できるだけ、近傍のコンクリート造り等の堅牢な施設等に避難する。

なお、国（内閣官房、消防庁等）が作成する緊急時に市民が取るべき行動を記載した各種資料について、ホームページ及びMorinfoで閲覧できるが、市民に事前に配布しておくことも検討するものとする。

(2) 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するとともに、被害内容が判明後、国・県からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った指示を行う。

(3) 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に市民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、市内に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える。

2 ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

(1) ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長の避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難者の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じることに留意する。

(2) その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察等からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、市民を要避難地域の外に避難させることとなる。

(3) 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要となる。

また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調

整に当たることとする。

3 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となる。

4 航空攻撃の場合

急襲的な航空攻撃が行われる場合についても、市長は、弾道ミサイル攻撃の場合と同様の対応をとるものとする。

5 NBC攻撃の場合

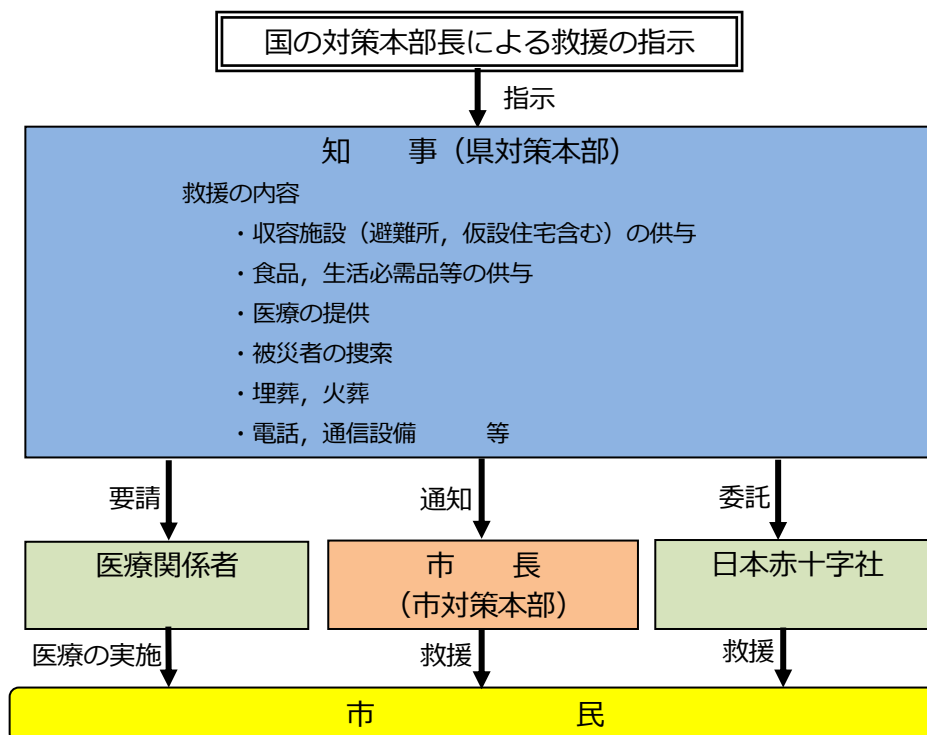
NBC攻撃については、市長は、知事からの攻撃の特性に応じた指示に基づき、避難者の誘導を行う、この場合において、避難誘導をする者に安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難誘導を行う等について留意する。

6 武力攻撃原子力災害の場合

- (1) 市長は、知事からの出される専門的な分析を踏まえた避難措置の指示に基づき、事態の状況を踏まえ、避難者の誘導を行う。
- (2) 市長は、武力攻撃原子力災害が発生し、又は発生する恐れのある場合において、特に必要があると認めたときは、避難の指示がなされる前であっても、必要な応急措置を講ずるものとする。
- (3) 武力原子力災害においても、市地域防災計画（事故災害対策編 VI 原子力災害対策計画）に基づき行動する。

第5章 救援

市における、関係機関との連携、救援の内容等について以下に定める。



第1節 救援の実施

第1 救援の実施

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置に関係機関の協力を得て行う。

- 1 収容施設の供与
- 2 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与
- 3 医療の提供及び助産
- 4 被災者の搜索及び救出
- 5 埋葬及び火葬
- 6 電話その他の通信設備の提供
- 7 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理
- 8 学用品の給与
- 9 遺体の搜索及び処理
- 10 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第2 救援の補助

市長は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

第2節 関係機関との連携

第1 県への要請等

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

第2 他の市町村との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

第3 日本赤十字社との連携

市長は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

第4 緊急物資の運送の求め

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の運送の求めに準じて行う。

第3節 救援の内容

第1 救援の基準等

市長は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府省告示第229号。）（以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援措置を行う。

市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

1 収容施設の供与

(1) 収容施設の開設場所

ア 避難所の開設場所

市は、県との調整の上、避難所を開設する場所を決定するとともに、県と連携し、避難所を開設する。

イ 避難所の周知

市は、県と連携し、避難所を開設した時は、速やかに地域住民に周知する。

ウ 避難所の運営管理

(ア) 市は、県と連携し、自主防災組織等地域の代表、県職員、市職員等で構成する避難所運営委員会等を設置し、避難所の運営を行う。

(イ) 市は、県と協力し、避難所において救援活動を行うボランティアの適切な受入れについて、日本赤十字社、社会福祉協議会等と連携して対応するよう努める。

2 収容施設の供与等

(1) 応急仮設住宅等の応急修理

市は、必要性があるときは、県と連携し、関係団体との協定に基づき、応急仮設住宅等の建設又は住宅の応急修理を行う。

(2) 応急仮設住宅等への入居者募集

市は、県と協力し応急仮設住宅等への入居者の募集を行う。この場合において、避難行動要支援者の入居に十分配慮する。

(3) 市営住宅への一時入居

市は、避難者等の一時入居のため、その管理する市営住宅の空き家住宅を積極的に活用するよう努める。

3 食品の供与及び飲料水の供給

(1) 飲料水の供給活動

市は、県と連携し、応急給水を行う。

(2) 応急飲料水以外の生活用水の供給

市は、応急飲料水以外の生活用水について、市内公立小中学校12箇所及び公園14箇所に設置している防災井戸で供給するとともに、不足する場合は必要最小限の範囲で確保する。

(3) 食糧品の調達・集積・配分・供給活動

- ア 市は、県と連携し、避難者等の人数等を把握し、食品の必要量の見積もりを行う。
- イ 市は、県より配分を受けた主要食品等を避難者等へ配分する。
- ウ 市は、県と連携し、備蓄食糧及び応援協定等により調達した食品等を避難者等に供給する。
- エ 市は、他の地域から避難者を受入れた時についても、備蓄食糧品等を供給する。

4 生活必需品の供給又は貸与

- (1) 市は、県と連携し、避難者等の人数等を把握し、生活必需品の必要量の見積もりを行う。この際、避難所の要求にも留意する。
- (2) 市は、県より配分を受けた生活必需品を避難者等へ配分する。
- (3) 市は、県と連携し、備蓄生活必需品及び応援協定等により調達した食品等を避難者等に供給する。

5 医療の提供及び助産

(1) 医療救護活動

市は、県と連携し、傷病者の搬送拠点におけるトリアージ（災害や事故などで同時発生した大量の負傷者を治療する際、負傷者に治療の優先順位（死亡・重傷・中等症・軽症を区分する）を設定する作業。）、救急措置等を行うために救護班を確保する。

(2) 救護所の設置

市は、県と連携し、救護所を設置し、救護活動を行う。

6 被災者の搜索及び救出

市は、県、県警察、消防機関等と連携し、避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれのない場合、武力攻撃災害により、生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者の搜索及び救出を実施する。

7 電話その他の通信設備の提供

市は、電気通信事業者と連携し、電話やインターネット等の通信利用環境を提供するように努める。

8 学用品の供与

市は、県と協力し、災害により学用品を喪失し又は棄損し、修学上支障のある生徒等に対して学用品を調達し、配給する。

また、県立、私立学校から被災により応援の要請があった場合、市は、できる限り教材、学用品を供与し、県立、私立学校の授業確保に努める。

9 遺体の搜索

市は、県、消防機関、県警察と連携し、避難指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、既に死亡していると推定される者を搜索するとともに、搜索によらず遺体が発見されたときに、遺体を発見した者が直ちに警察又は直近の警察官にその旨を通報するよう、広報を行う。

10 遺体の処理・火葬・埋葬

市は、県と協力して、遺体の処理・火葬・埋葬、身元不明遺体の取扱いは、「守谷市災害時行動マニュアル」を基にして行う。

なお、身元の確認ができず警察から引渡された遺体については、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）及び行旅病人及び死亡人取扱法（明治32年法律第93号）により処理するものとする。

第2 救援における県との連携

市長は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、市対策本部内に集約された情報を基に、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動に留意する。

第4節 救援の際の諸要請等

市長は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき市長が行うこととされた救援に関する措置の実施に必要な範囲で、次の要請等を行うことができる。

なお、これらの要請等を行うに当たっては、措置を実施するために必要最小限のものに限るとともに、公正かつ適正な手続きの下に行う。

第1 要請等の内容

1 物資の売渡しの要請等

(1) 市長は、救援を行うため必要があるときは、救援の実施に必要な医療品等の物資にあつて、生産、販売、輸送等を業とする者が取扱うもの（以下「特定物資」という。）について、所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請することができる。この場合において、所有者が正当な理由なく応じない時は、特に必要があるときに限り、当該特定物資を収用することができる。

(2) 市長は、特定物資を確保するため緊急の必要があるときは、特定物資の保管を命ずることができる。

(3) 市長は、救援を行うため必要があるときは、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、特定物資の確保を要請する。

2 土地等の使用

市長は、避難者等に収容施設を供与し、又は臨時の医療施設を開設するため必要があるときは、所有者及び占有者の同意を得て、土地、家屋又は物資（以下「土地等」という。）を使用することができる。この場合において、所有者等が正当な理由なく同意しないとき又は所有者等の所在が不明なときは、特に必要があるときに限り、同意を得ないで土地等を使用することができる。

3 公用令書の交付

市長は、特定物資の収容若しくは保管命令又は土地等の使用を行うときは、公用令書を交付して行う。ただし、土地の使用に際して公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合は、事後に交付する。

4 立入検査等

市長は、特定物資の収容若しくは保管命令又は土地等の使用を行うために必要があるときは、その職員に特定物資の保管場所等や土地等に立ち入り、特定物資や土地等の状況を検査させることができる。この場合において、当該措置を行う職員は、身分証明書を携帯し、請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 医療の実施の要請等

市長は、大規模な武力攻撃災害が発生した場合において必要があると認めるときは、医師、看護師、その他の医療関係者に対し、その場及び期間その他の必要な事項を書面で示し、医療を行うよう要請をすることができる。この場合において、医療関係者が正当な理由なく要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、医療を行うよう指示することができる。

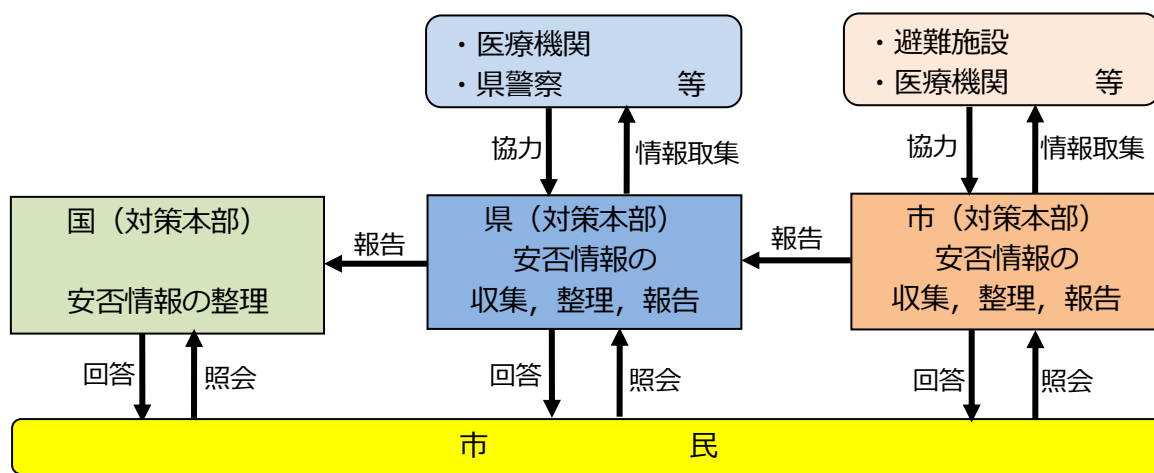
この際、医療関係者の安全の確保に関し、十分に配慮しなければならない。

第6章 安否情報の収集及び提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れを図示すれば、下記のとおりである。

【安否情報収集・整理・提供の流れ】



第1節 安否情報の収集

第1 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報省令第1条に規定する様式-1に基づき、安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳、外国人登録原票等市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

第2 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

第3 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨が分るように整理しておく。

第2節 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要な事項を記載した書面

（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

第3節 安否情報の照会に対する回答

第1 安否情報の照会の受付

- 1 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- 2 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令に規定する「安否情報照会書」（様式-3）に必要な事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

第2 安否情報の回答

- 1 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書により本人確認等を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第3条に規定する「安否情報回答書」（様式-4）により、当該照会に係る者が避難者に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- 2 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を「安否情報回答書」（様式-4）により回答する。
- 3 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

第3 個人の情報の保護への配慮

- 1 安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- 2 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等、個人情報保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

第4節 日本赤十字社に対する協力

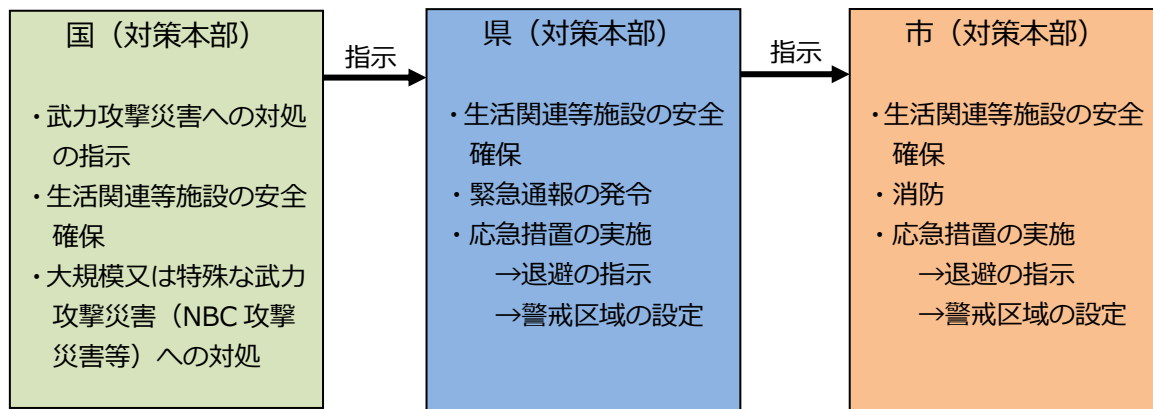
市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、上記第3節第2、第3と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1節 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を、以下のとおり定める。



第1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

1 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

2 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC 攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

3 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等、安全の確保のための措置を講ずる。

第2 武力攻撃災害の兆候の通報

1 市長への通報

消防吏員は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見など、武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

2 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員又は警察官等から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第2節 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

第1 退避の指示

1 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

※【退避の指示について】

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、市民に危険が及ぶことを防止するため、県の対策本部長による避難の指示を待つかまがない場合もあることから、市長は、被害発生現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の市民に退避の指示をする。

※【退避の指示（一例）】

- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に一時退避すること。
- 「〇〇町×丁目、△△町〇丁目」地区の住民については、〇〇地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

※【屋内退避の指示について】

市長は、市民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

- N B C 攻撃と判断されるような場合において、市民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

2 退避の指示に伴う措置等

（1）市は、退避の指示を行ったときは、市防災行政無線、広報車等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

（2）市長は、知事、警察官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

3 安全の確保等

（1）市長は、退避の指示を市民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防機関及び県警察等と現地調整所等において連携を密に

し、活動時の安全の確保に配慮する。

- (2) 市の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、自衛隊の意見を聴くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。
- (3) 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

第2 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

※【警戒区域の設定について】

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

2 警戒区域の設定に伴う措置等

- (1) 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における県警察、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

- (2) 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、市民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

- (3) 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部等、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

- (4) 市長は、知事、警察官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

2 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

第3 応急公用負担等

1 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

2 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用
- (2) 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置（工作物等を除去したときは、保管）

第4 消防に関する措置等

1 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

2 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職・団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、市長の所轄の下、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

3 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

4 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、前記3による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合、又は武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

5 消防の応援の受入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、県知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

6 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防長・消防署長と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、必要な措置を行う。

7 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

8 安全の確保

- (1) 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないように、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保の

ための必要な措置を行う。

- (2) その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、消防機関、県警察、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- (3) 被災地以外の市町村長は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- (4) 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- (5) 市長、消防長・消防署長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職・団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3節 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

第1 生活関連等施設の安全確保

1 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、市内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

2 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

3 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

(市は、生活関連等施設を管理している常総地方広域市町村圏事務組合、取手市外二市火葬場組合、常総衛生組合の構成市と連携して、警備の強化等の措置を講じる。)

第2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

1 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難者の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市対策本部で所要の調整を行う。

※ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

- ①消防本部等所在市の区域に設置される消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部

等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

- ②毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項の毒物及び同上第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）

【措置】

- ①危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）
②危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
③危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

2 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。

また、市長は、必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

市は、武力攻撃原子力災害への対処等については、原則として、市地域防災計画に定められた措置に準じた措置を講ずるものとし、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、NBC攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

第1 武力攻撃原子力災害への対処

1 守谷市地域防災計画（事故災害対策編原子力災害対策計画）等に準じた措置の実施

市は、国民保護法その他の法律の規定に基づく武力攻撃原子力災害への対処に関する措置の実施に当たっては、原則として市地域防災計画（事故災害対策編原子力災害対策計画）等に定められた措置に準じた措置を行う。

2 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

- （1）市長は、放射性物質の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。
（2）市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。
（3）モニタリングの実施、安定ヨウ素剤の服用等の措置については、市地域防災計画（事故災害対策編原子力災害対策計画）等に定められた措置に準じて措置を行う。

第2 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

1 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質

の特定、被災者の救助等の活動を行う。

2 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

3 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

4 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

（1）核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

（2）生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また県警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行うよう要請する。

（3）化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

5 市長又は関係消防組合の管理者若しくは長の権限

市長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限を行使する。（武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第108条1号～6号）

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死 体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建 物	・立入りの制限

第3編 武力攻撃事態等への対処

		・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場 所	・交通の制限 ・交通の遮断

市長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1	当該措置を講ずる旨
2	当該措置を講ずる理由
3	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合に合っては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4	当該措置を講ずる時期
5	当該措置の内容

6 要員の安全の確保

市長又は関係消防組合の管理者若しくは長は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第8章 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

第1節 被災情報の収集

第1 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

第2 市は、情報収集に当たっては消防機関、県警察等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

第2節 被災情報の報告

第1 市は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第1報を報告する。

第2 市は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、市長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

第1節 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難者等についての状況等を把握し、その状況に応じて、市地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

第1 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。

この場合において、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

第2 防疫対策

市は、避難者等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

第3 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

第4 飲料水衛生確保対策

- 1 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。
- 2 市は、市地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- 3 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

第5 栄養指導対策

市は、避難先地域の、住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

第2節 廃棄物の処理

第1 廃棄物処理の特例

- 1 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和29年法律第72号）に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- 2 市は、上記により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更、その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

第2 廃棄物処理対策

- 1 市は、市地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針」（平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- 2 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等に係る要請

を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

第1節 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買い占め及び売り惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

第2節 避難住民等の生活安定等

第1 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難者等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

第2 公的徴収金の減免等

市は、避難者等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税（延滞金を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

第3節 生活基盤等の確保

第1 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

第2 公共的施設の適切な管理

道路・公園等の管理者として、市は当該公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理することとなるため、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

第1節 特殊標章等

第1 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）（資料-1「特殊標章」）。

第2 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（資料-2「身分証明書（国民保護措置に係る職務等を行う者用）」）。

第3 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

第2節 特殊標章等の交付及び管理

市長、消防長及び水防管理者は、「市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」及び「消防本部の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱」に基づきそれぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付するとともに使用させる。

第1 市長

- 1 市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行う者
- 2 消防団長及び消防団員
- 3 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 4 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

第2 消防長（水防）

- 1 消防長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- 2 消防長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 3 消防長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者
- 4 水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員で国民保護措置に係る職務を行う者
- 5 水防管理者の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- 6 水防管理者が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

第3節 特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編

第4編 復旧等

第1章 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

第1節 基本的考え方

第1 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

第2 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに総務省にその状況を連絡する。

第3 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

第2節 公共的施設の応急の復旧

第1 ライフラインの復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

第2 被害の状況把握、報告及び復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、上下水道施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去、その他避難者の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

第1節 国における所要の法制的整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力

攻撃災害の復旧について、国が示す方針に従って県と連携して実施する。

第2節 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

第1節 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

第1 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

第2 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

第2節 損失補償及び損害補償

第1 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

第2 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

第3節 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難者の誘導若しくは避難者の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5編

第5編 緊急対処事態への対処

第1章 緊急対処事態

緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、市は緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

第2章 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。

様式集

【安否情報報告書】

安否情報報告書

① 氏名	② フリガナ	③ 出生の 年月日	④ 男女 の別	⑤ 住所	⑥ 国籍	⑦ その他 個人を 選別す るため の情報	⑧ 負傷 (疾病) の該当	⑨ 負傷又 は疾病 の状況	⑩ 現在 の 居所	⑪ 連絡先 その他 必要情 報	⑫ 親族・ 同居者 への回 答の希 望	⑬ 知人 への回 答の 希望	⑭ 親族・同 居者・知 人以外の 者への回 答又は公 表の同意	備考

- 備考：1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 「③出生の年月日」欄は、元号表記により記入すること。
- 3 「⑥国籍」欄は、日本国籍を有しない者に限り記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡死亡した市民にあつては、「⑨負傷又は疾病の状況」の欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体の安置されている場所」を記入すること。
- 5 ⑫～⑭の希望欄又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入すること。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある場合は、当該条件を備考欄に記入すること。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分
守 谷 市

1 武力攻撃災害が発生した日時，場所（又は地域）

(1) 発生日時

(2) 発生場所

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人 的 被 害				住宅被害		その他
	死者	行方 不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重症	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合，死者について，死亡地の市町村名，死亡の年月日，性別，年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概 況

【安否情報照会書】

安否情報照会書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月 日
		申 請 者 住所(居所) 氏 名
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由		①被照会者の親族又は同居者であるため。
(○をつけて下さい。③の場合、理由を記入願います。)		②被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③その他 ()
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る)	日本 その他 ()
	その他の個人を識別するための情報	
※申 請 者 の 確 認		
※備 考		

- 備考：1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は、元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には、記入しないで下さい。

【安否情報回答書】

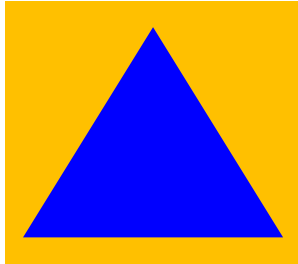
安否情報回答書

殿	年 月 日	
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記の通り回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 紹 介 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	
	その他個人を識別するための 情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考：1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「被害等」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は、元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

資料集

【特殊標章】

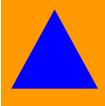
区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		①オレンジ色地に青色の正三角形とする。 ②三角形の一の角が垂直に上を向いている。 ③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。 ※一連の登録番号を右下すみに付する。 （例：守谷市1）
帽 章	帽子（ヘルメットを含む。）前部中央に表示		
旗	施設の平面又は船舶に展張，掲揚若しくは表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

※・状況に応じて適当な大きさとする。

- ・できる限り様々な方向から及び遠方から識別されることができるよう，可能な限り，平面又は旗に表示する。
- ・権限のある当局の指示に従って，特殊標章を付した帽子及び衣服をできる限り着用する。
- ・夜間又は可視度が減少したときは，この特殊標章は，点灯し又は照明することができる。

【身分証明書（国民保護措置に係る職務等を行う者用）】

表面

	守谷市長	
身分証明書		
IDENTTY CARD		
国民保護措置に関する職務等を行う者用		
For civil defence personnel		
氏名/Name		
生年月日/Date of birth		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of12 August 1949,and relating to the Protection of Victims of International Armed		

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information		
血液型/Blood type		
.....		
.....		
.....		
所持者の写真		
/PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名	
	/Signature of holder	

※ 日本産業規格A 7（横74ミリメートル 縦105ミリメートル）

守 谷 市 国 民 保 護 計 画

発行年月 令和 3 年 月 第 2 版

編集発行 守 谷 市

事 務 局 守谷市役所
〒302-0198
茨城県守谷市大柏950番地の1
生活経済部 交通防災課
電話 0297 (45) 1111 (内線 140)
<http://www.city.moriya.ibaraki.jp/>
